

マニュアル編

第 I 章 建築物等の整備に関する事項



マニュアル編の見方

次頁から建築物特定施設を基本として具体的な整備方針等について解説しています。

高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して出かけられるまちづくりの実現を目指し、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例の基準（●）を図解等により詳しく解説するとともに、さらに配慮すべき事項を「望ましい整備（○）」として解説することで、事業者や設計者の方が施設を計画・改善する際に必要となる事項をまとめた資料としています。

●必ず整備すべき基準：バリアフリー法施行令、福祉滋賀のまちづくり条例及びその他関係規定が定める基準、ならびに同基準の実施に向けた運用・考え方

○望ましい整備：配慮することが望ましい事項

また、建築物等の整備方針に掲載している内容は、高齢者、障害者等のみなさまからいただいた貴重なご意見も反映し、基準の解説だけでなく、望ましい整備も解説していますので、その内容について理解を深めていただき、福祉のまちづくりがさらに進むよう、ご協力をお願いいたします。

この章の基本的な考え方を示しています。

【各章のページの例】

[2] 敷地内の通路

基本的な考え方

建物の出入口へ至る通路や、敷地内通路は、通行の支障と

略記方法

- <建○の (○) ○> 第1
- <道○の (○) ○> 第2
- <園○の (○) ○> 第3
- <駐○の (○) ○> 第4
- <交○の (○) ○> 第5

整備基準 本マニュアル記載頁

- 建築物に関する整備基準 (P別-40 参照)
- 道路に関する整備基準 (P別-50 参照)
- 公園に関する整備基準 (P別-51 参照)
- 駐車場に関する整備基準 (P別-53 参照)
- 公共交通機関の施設に関する整備基準 (P別-54 参照)

●：必ず整備すべき基準

必ず整備すべき基準

整備基準	仕上げ	●表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。 <建5の(1)>
	段	●敷地内通路(のりもの)に段を設ける場合は、I・1・[1]の項の規定による。

解説

床材の滑りの評価指標としては、P.VI-19~20 参照

各項目は● ○
2種類のマークによって分かれています。
●：必ず整備すべき基準
○：望ましい整備

設計時に参考となる内容や、基準等の解説をしています。

望ましい整備

動線計画	○道等から特定施設の主要な出入口へ至る通路は、利用者にとってわかりやすい経路となるように動線の設定に配慮する。 ○高齢者、障害者等の安全を確保するため、歩行者と車の通路を確保する。
------	---

解説

やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。
クラクション等の音が聞こえない

基準ではないものの、整備することが望ましい内容を示しています。

ガイドラインの図解は基準の内容の理解を容易にするためのもので、一例として表示してあります。各施設の設計目的や構造などに応じて、より利用しやすいよう、設計における配慮をお願いします。

1 移動に関する事項

だれもが利用しやすい環境づくりのために

あらゆる人々が、自らの意思で自由に行動できるよう、移動しやすい環境づくりに努めなければなりません。そのためには、だれもが目的場所に到達できることを基本とし、車いす使用者、視聴覚障害者、杖使用者、高齢者、妊産婦、病弱者等、さまざまな人々の行動特性に応じた安全の確保やわかりやすさへの配慮、さらに通行の支障となる段差の解消やスペースの確保などが重要です。

こうした考え方に基づいて、この章では施設内や敷地内での移動に関する配慮事項について説明します。

[1] 利用円滑化経路（「特定施設整備基準」第1 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13）

基本的な考え方

利用円滑化経路とは、高齢者や障害者等が円滑に利用できるように配慮された経路のことをいいます。条例の整備基準では多数の方が利用する居室から、道路、車いす使用者のためのトイレ、駐車場までの経路のうち必ず1つ以上は利用円滑化経路にすることを定めています。この経路上には段差や階段を設けてはならず、廊下、出入口、エレベーターなどは利用円滑化経路に該当するそれぞれの基準を満たすようにしなければなりません。ただし、この経路は、あくまでも整備基準に基づく一定の範囲内で設定されるものであり、これを特別扱いすることなく、他の経路についても同様に配慮する必要があります。

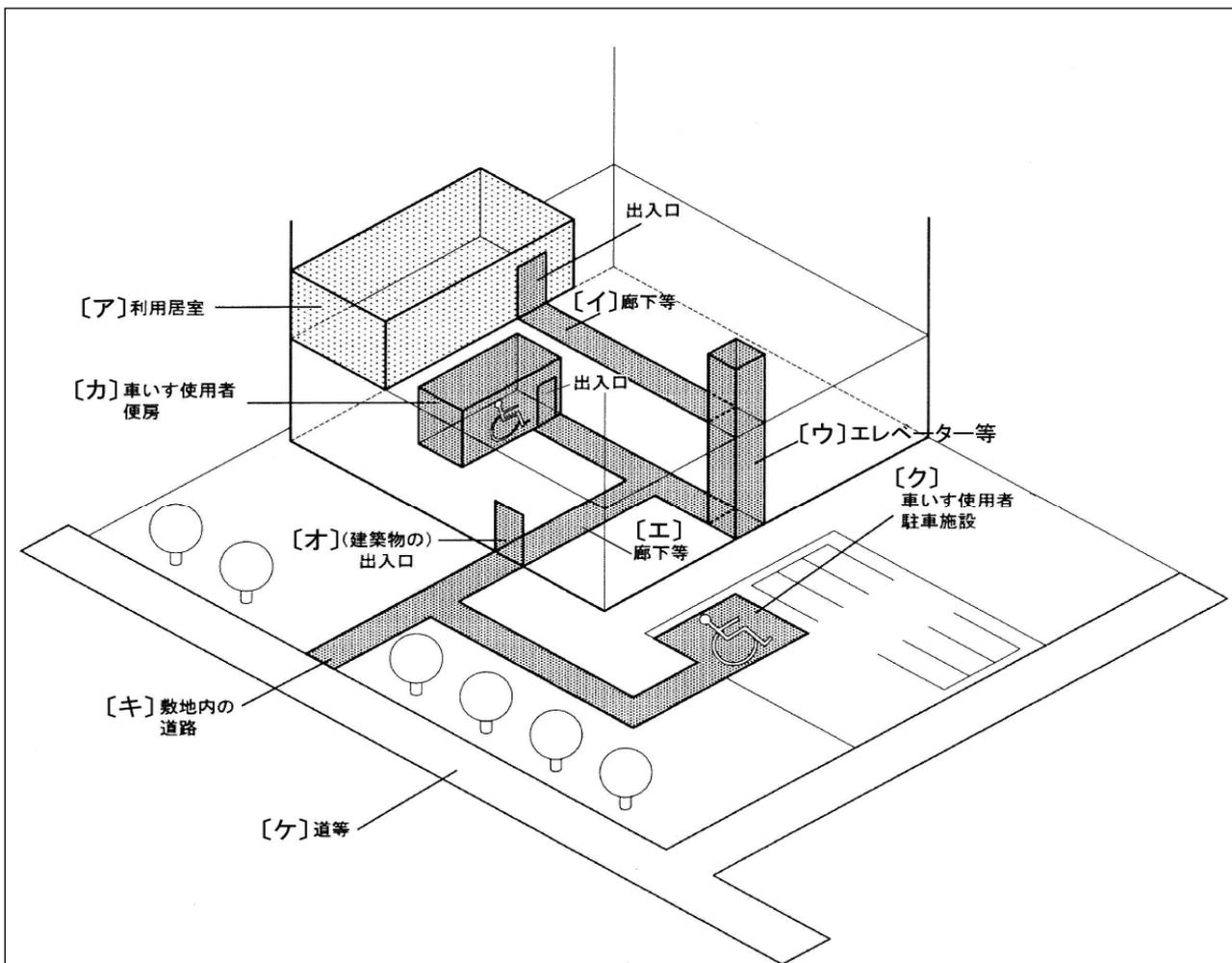
●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
利用円滑化経路	仕様	<p>●それぞれ次に定める経路のうち、1以上を利用円滑化経路とする。〈建7の(1)〉</p> <p>①特定施設に多数の者の利用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合、道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という）から当該利用居室までの経路</p> <p>②特定施設またはその敷地に車いす使用者便房を設ける場合、利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）から当該車いす使用者便房までの経路</p> <p>③特定施設またはその敷地に車いす使用者駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者駐車施設から利用居室（利用居室が設けられていないときは、道等）までの経路</p> <p>●用途面積が1,000㎡以下の特定施設で、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という）またはその直上階もしくは直下階のみに居室がある場合には、地上階にある居室のみを利用居室と扱い、そこからの利用円滑化経路を設定する。〈建7の(2)〉</p> <p>●利用円滑化経路は「[[2]敷地内の通路（P.I-7）」から「[[9]エスカレーター（P.I-56）」までの当該利用円滑化経路に関する規定の構造とする。〈建7の(3)〉</p> <p>●利用円滑化経路を構成する敷地内通路が、急傾斜地等の地形の特殊性により「[[2]敷地内の通路（P.I-7）」の利用円滑化経路に関する規定によることが困難な場合には、その特定施設の車寄せを道等と扱い、そこからの利用円滑化経路を設定する。〈建7の(4)〉</p>	<p>(図 I.1.1)</p> <p>「車寄せ」とは、高齢者、障害者等の移動手段となるバスやタクシーの自動車が寄りつくことができる部分のことです。</p>
	段差	<p>●利用円滑化経路上に階段または段を設けないようにする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。〈建8〉</p> <p>①階段または段に傾斜路またはエレベーター等を併設する場合。</p> <p>②次の用に供する用途面積が500㎡以下の特定施設にあっては、当該施設の構造上その他のやむを得ない理由により、利用円滑化経路を構成する直接地上へ通ずる出入口に近接する廊</p>	

必ず整備すべき基準			解説	
利用円滑化経路	段差	<p>下等に段を設ける場合において、当該段の高低差が16cm以下であって、当該段に傾斜路（可動式である場合を含む）の設置その他の車いす使用者が円滑に移動することができる措置を講じる時。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所等（患者を入院させるための施設を有するものを除く） ・自動車教習所等（学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設の用途に供する建築物に限る） ・購買施設等 ・サービス施設 ・飲食店等 		

解説図一覧	
図 I.1.1 利用円滑化経路の概要	P. I -6

チェック項目（条例の基準）					
7 利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置（1以上）	ア 道等から利用居室までの経路	有	無	
		イ 利用居室（ない場合は、道等）から車いす使用者便房までの経路	有	無	
		ウ 利用居室（ない場合は、道等）から車いす使用者駐車施設までの経路	有	無	
8 利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路上に階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	(1) 階段または段に併設する傾斜路またはエレベーターの設置		有	無	
	(2) 直接地上へ通ずる出入口に近接する廊下等に段の設置[病院・診療所等（入院施設を有しないもの）、購買施設等、サービス施設等の施設で用途面積が500㎡以下のもの]		有	無	
	段の構造	高低差は、16cm以下	cm		
		傾斜路（可動式を含む。）の設置その他の措置	有	無	



「利用円滑化経路」は、上図をもとに例示すると以下のとおりになります。

利用円滑化経路		利用円滑化経路の順路
①	「利用居室」⇒「道等」	「[ア] 利用居室」⇒「[イ] 廊下等」⇒「[ウ] エレベーター等」⇒「[エ] 廊下等」⇒「[オ] (建築物の) 出入口」⇒「[キ] 敷地内通路」⇒「[ケ] 道等」
②	「利用居室」⇒「車いす使用者便房」	「[ア] 利用居室」⇒「[イ] 廊下等」⇒「[ウ] エレベーター等」⇒「[エ] 廊下等」⇒「[カ] 車いす使用者便房」
③	「車いす使用者駐車施設」⇒「利用居室」	「[ク] 車いす使用者駐車施設」⇒「[キ] 敷地内通路」⇒「[オ] (建築物の) 出入口」⇒「[エ] 廊下等」⇒「[ウ] エレベーター等」⇒「[イ] 廊下等」⇒「[ア] 利用居室」

図 I.1.1 利用円滑化経路の概要

[2] 敷地内の通路（特定施設整備基準第1 5、8、13、14）

基本的な考え方

建物の出入口へ至る通路やその他の敷地内通路は、目的場所に容易に到達できるようにすることを基本として、高齢者、障害者等が安全に通行できるように配慮しなければなりません。そのためには、まず、わかりやすい動線の設定や歩車道の分離などの移動のしやすさへの配慮とともに、通行の支障となる障害物や段差の解消、降雨等への対策などの安全面への配慮が必要です。また、利用円滑化経路となる敷地内通路は、通行の支障となる段差や階段を設けないようにしなければなりません。さらに、障害の有無などにかかわらず、すべての人が同じように敷地内通路を通行できるようにすることが重要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	仕上げ	●表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。 〈建5の(1)〉	床材の滑りの評価指標としては、P.VI-19~20参照 (表I.1.1)
	段	●敷地内通路(すべてのもの)に段を設ける場合は、I・1・[1]の項の規定による。〈建5の(2)〉	
	傾斜路	●傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ こう配が1/12を超え、または高さが16cmを超え、かつ、こう配が1/12を超える傾斜のある部分には、手すりを設ける。〈建5の(3)ア〉 (I・3・[1]手すりの項(P.I-125)参照) ロ その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。 〈建5の(3)イ〉 ●傾斜路は、その両側に側壁又は立ち上がり部を設けなければならない。	ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料・仕上げとする。傾斜路の上端・下端または傾斜路全体を、色彩、色相または明度の差、輝度比等が確保された材料で仕上げる。 杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止 (図I.1.2~図I.1.8)
	横断溝の仕様	●敷地内通路に排水溝を設ける場合は溝ふたを設け、車いす使用者・杖使用者等の通行に支障のない構造とする。 〈建5の(4)〉	
	配慮・構造	●特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するもののうち、1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者利用円滑化経路」という)とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 〈建14の(1)〉 ①道等から案内場所までの経路が自動車 車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない特定施設に設けるものである場合 ②特定施設の内にある当該特定施設を管理する者等が常時勤務する案内場所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が視覚障害者利用円滑化経路に準じた構造のものである場合	

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	配慮・構造	<p>●特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路（多数の者が利用するものに限る）のうち、1以上を視覚障害者利用円滑化経路に準じた構造とする。 〈建 14 の（3）〉</p> <p>●視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。〈建 14 の（2）ア〉</p> <p>●当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設する。 〈建 14 の（2）イ〉</p> <p>①車路に近接する部分</p> <p>②段のある部分または傾斜のある部分の端に近接する部分。 ただし、次のいずれかに該当する部分を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こう配が 1/20 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの ・高さが 16cm を超えず、かつ、こう配が 1/12 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの <p>（I・4・[1] 視覚障害者誘導用ブロック等の項（P.I-143）参照）</p>	<p>I・4・[1]（P.I-143）参照</p> <p>VI・4（P.VI-15～18）参照</p>
	段	●利用円滑化経路上に階段または段を設けない。ただし、傾斜路またはエレベーター等を併設する場合等は、この限りでない。〈建 8〉	（図 I.1.2～図 I.1.7）
	通路幅員の確保	●利用円滑化経路を構成する敷地内通路は、車いすが通行しやすい幅として 120 cm 以上とする。〈建 13 の（1）〉	手すりがある場合、その内側で計測する。
	転回スペース	●50m 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。 〈建 13 の（2）〉	I・1・[4] 出入口・玄関（P.I-22）参照
戸の構造	●戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないようにする。〈建 13 の（3）〉	地形の特殊性により、規定によることが困難である場合は、道等からの規定を車寄せからとすることができる。	
利用円滑化経路	傾斜路	<p>●幅は、段に代わるものにあつては 120 cm 以上、段に併設するものにあつては 90 cm 以上とする。〈建 13 の（4）ア〉</p> <p>●こう配は、1/12 以下とする。ただし、高さが 16 cm 以下のものにあつては、1/8 以下とする。 〈建 13 の（4）イ〉</p> <p>●高低差が 75 cm を超えるもの（こう配が 1/20 を超えるものに限る）にあつては、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150 cm 以上の踊場を設ける。〈建 13 の（4）ウ〉</p>	<p>なお、「地形の特殊性」とは、急傾斜地による地形等をいう。</p> <p>例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、車が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させるものとする。</p>

望ましい整備		解説
動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ○道等から特定施設の主要な出入口へ至る通路は、利用者にとってわかりやすい経路となるように動線の設定に配慮する。 ○高齢者、障害者等の安全を確保するため、歩行者と車の通路は分離する。 ○すべての利用者が同じように敷地内通路を通行することができるよう、通路の構造や配置に配慮する。やむを得ず、高齢者、障害者等のための通路を別に設ける場合は、できる限り他の利用者と著しく異なる経路にならないようにする。 ○視覚障害者が道等から特定施設の主要な出入口または案内場所まで安全に到達することができるよう、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声等により誘導する装置の設置等を行う。 ○視覚障害者を誘導する経路は、車の通路とできる限り交錯しないようにするとともに、白杖で認知しにくい形状の突起物等は設けない。 ○敷地内通路に通行の支障となる物品や看板、自転車などが置かれないう経路の設定に配慮する。 ○施設の設計段階から実際の利用方法等を十分考慮に入れ、物品等を置く場所が必要であれば別途確保するなど、敷地内通路の機能が保てるようにする。 ○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。 ○車いす使用者と視覚障害者との動線は、できる限り交錯を避ける工夫をする。 ○位置や内容を確認しやすいように、音声案内を適切に設置する。 ○弱視者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける、歩道と車路の色の明度、色相または彩度の差を大きくし、その境界を容易に識別できるものとする等の配慮をする。 	<p>→ やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。クラクション等の音が聞こえない聴覚障害者が安全に通行するためにも有効である。</p> <p>→ 駐輪場と駐車場の経路も、出来る限り交錯を避ける工夫をする。</p> <p>「案内場所」とは、施設の利用に関する情報を提供することができる場所のことをいいます。具体的には、受付窓口や案内板、インターホン等の音声による誘導案内設備などが該当します。</p> <p>→ 常時音が出ている案内のこと。I・4・[2]案内標示(P.I-146)のインターホンや案内標示と併用する。</p>
通路幅員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての経路は、車いすですれ違いできる幅として180cm以上とする。 ○通路が狭い場合、折れ曲がり部に隅切りをとると車いすが通行しやすい。 	<p>→ 車いす使用者同士のすれ違いに配慮。電動車いすやスポーツ用の車いすの場合は、この限りではない。</p>
通路上の障害物	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすやベビーカーなどの通行がしやすいように、凸凹の少ない仕上げとする。 ○路面の沈下による不陸が生じないように、仕上げの方法やその施工、維持管理に配慮する。 ○浸透性のある床材を使用するなど水たまりにならないように配慮する。 ○進行方向に対する横断こう配はできる限り設けない。やむを得ず設ける場合は、1/100以下とする。 ○溝ぶたの表面仕上げは、滑りにくいものとする。 	<p>→ 車止め(ポラード)は、視覚障害者が衝突したり、車止めの種類・構造によっては車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しない。やむを得ず設置する場合は、最小限のエリアや数とし、また、白杖で認知しやすい大きさや、周囲の床面もしくは壁面とコン</p>

望ましい整備		解説
通路上の障害物	<ul style="list-style-type: none"> ○モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障が出ないように配慮する。 	<p>トラストをつけた色彩を用いる等、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。</p>
段	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な敷地内通路には段を設けない。 やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路または段差解消用昇降機を設置する。 ○けあげは 16cm 以下、踏面は 30cm 以上、け込み 2cm 以下とする。 ○杖使用者の利用に配慮し、段の幅は 140cm 以上とする。 	
傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜路は、できる限り主要な敷地内通路に併設し、経路の長さができる限り短くなるようにする。 ○幅は車いすと人がすれ違える寸法として、150 cm（段を併設する場合は 120 cm）以上とする。 ○両側に手すりを設ける。 ○こう配はできる限り緩やかにする。 ○雨がかりであること等を考慮して、こう配は 1/15 以下とする。 ○手すりはできる限り連続させ、壁面を手すり子形式とする場合は、基部を 5cm 立ち上げる。 ○通行の安全確保、休憩、方向転換のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける。 ○傾斜路が広幅員又は長くなる場合は、両側に手すりを設ける。 ○傾斜路の手すりの端部は歩き始めの安定確保や、視覚障害者の利用配慮のため、45 cm以上の長さの水平部分を設ける。 ○義足使用者や片まひ者は階段のほうが上り下りしやすい場合もあるため、緩勾配の手すり付階段を併設する。 	<p>手すりについては、P.I -15 参照。</p>
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○夜間等においてだれもが円滑に通行でき、安全を確保することができるよう、通路等を認知しやすくするための照明設備を設ける。 ○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。 ○段のある部分は、低位置に照明設備を設置し、踏面とけあげ面を明るく照らす。 	
車寄せ	<ul style="list-style-type: none"> ○車寄せを設ける場合、車いす使用者が車いすに乗ったまま車両から降りるのに十分なスペースを確保する。 	
休憩スペース	<ul style="list-style-type: none"> ○50m 以内ごとにベンチ等の休憩設備を設ける。ただし、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。 	<p>ベンチは座面の高さ 40～45cm、背もたれの高さ 75cm 程度とする。</p>

解説図一覧	
図 I.1.2 敷地内の通路の有効幅員	P.I -13
表 I.1.1 傾斜路の床仕上げの例	P.I -13
図 I.1.3 アプローチの平面図	P.I -14
図 I.1.4 建物への通路の設置例	P.I -14
図 I.1.5 傾斜路の平面図（上）および立面図（下）	P.I -15
図 I.1.6 手すりの寸法と縁の立ち上がり	P.I -15
図 I.1.7 すりつけの例	P.I -15
図 I.1.8 溝ふたの仕様（車いすの前輪と溝ふたの関係）	P.I -16

チェック項目（条例の基準）				
5 敷地内通路	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有 無	
	(2) 段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無	
	段の構造	ア 手すりの設置	有 無	
		イ 回り段の有無	有 無	
		ウ 段は、容易に識別できるもの	有 無	
		エ つまづきにくいもの	有 無	
	(3) 傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無	
	傾斜路の構造	ア こう配が1/12を超え、または高さが1.6cmを超え、かつ、こう配が1/20を超える傾斜のある部分の有無	有 無	
		アの部分がある傾斜路には、手すりの設置	有 無	
		イ 前後の通路との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有 無	
(4) 排水溝を設ける場合の溝ふたの設置		有 無		
8 利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路上に階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無	
13 利用円滑化経路の敷地内通路	(1) 幅は、120cm以上		cm	
	(2) 50m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有 無	
	(3) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無	
	構造の	自動その他の容易に開閉して通過できるもの	有 無	
		戸の前後の高低差	有 無	
	(4) 傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無	
	傾斜路の構造	ア 幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）	cm	
		イ こう配は、1/12以下（傾斜路の高さが1.6cm以下の場合は、1/8以下）	1/	
		ウ 高さが7.5cmを超える傾斜路の有無（無の場合は、以下は記入不要）	有 無	
		傾斜路の高さが7.5cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	有 無	
14 案内場所までの経路	(1) 案内場所の設置		有 無	
	道等から案内場所までの経路	視覚障害者利用円滑化経路の設置（1以上）	有 無	
	(2) 視覚障害者利用円滑化経路の構造	ア 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声等による誘導設備の設置	有 無	
		イ 敷地内通路に点状ブロック等の敷設	(7) 車路に近接する部分	有 無
			(i) 段または傾斜路の端に近接する部分	有 無
	(3) 案内場所が設置されていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路において、(2)に定める構造の経路の設置（1以上）		有 無	

関連する章	
II・1	歩道等 P.II-2
II・2	段差部の処理 P.II-5

- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

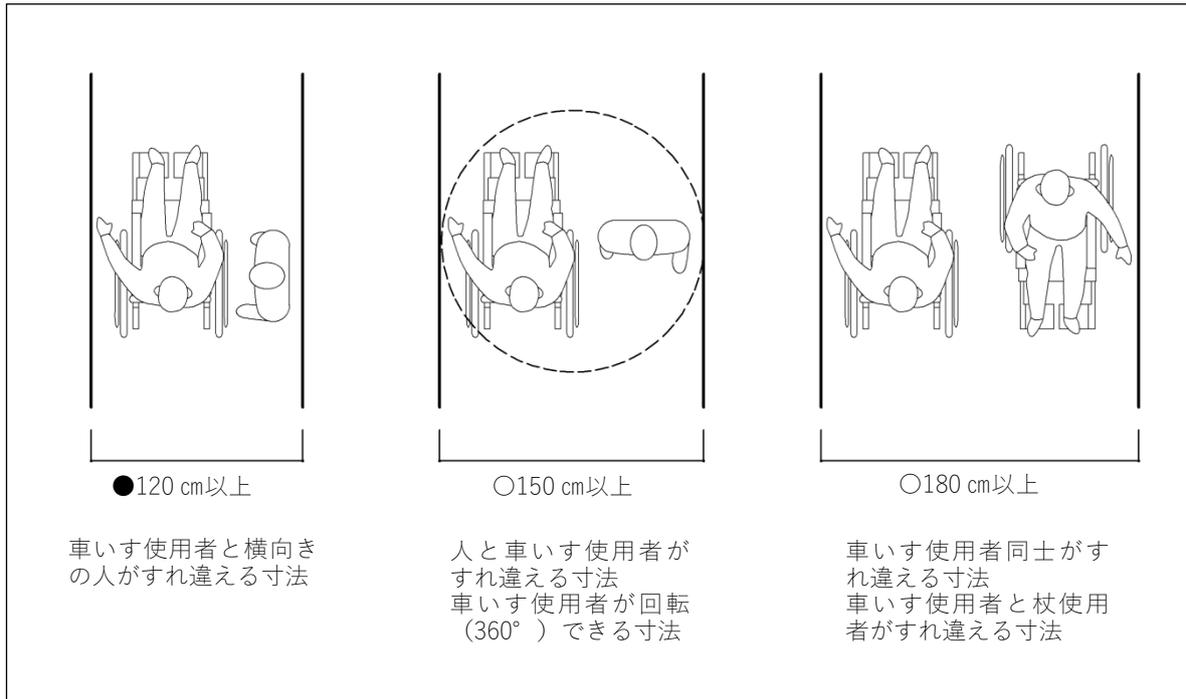


図 I .1.2 敷地内の通路の有効幅員

表 I .1.1 ○傾斜路の床仕上げの例

床材 (舗装材)	配慮事項
アスファルト	平滑に仕上げる
コンクリート・モルタル	ほうき目等、粗面が望ましい
コンクリート平板	ゴム入等、ノンスリップ加工が必要
インターロッキング・レンガ アスファルトブロック	不陸 (凸凹等) のないように仕上げる
タイル・本石	粗面で筋入りのものとする

※目地を設ける場合は、必要最小限とし、車いす通行時に支障とならないよう配慮する。

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

●戸は自動的に開閉する構造または車いす使用者が容易に開閉できる構造
I.1.[4]出入口・玄関 (P.I-22)

○歩道と斜路および敷地の境界の段を解消する

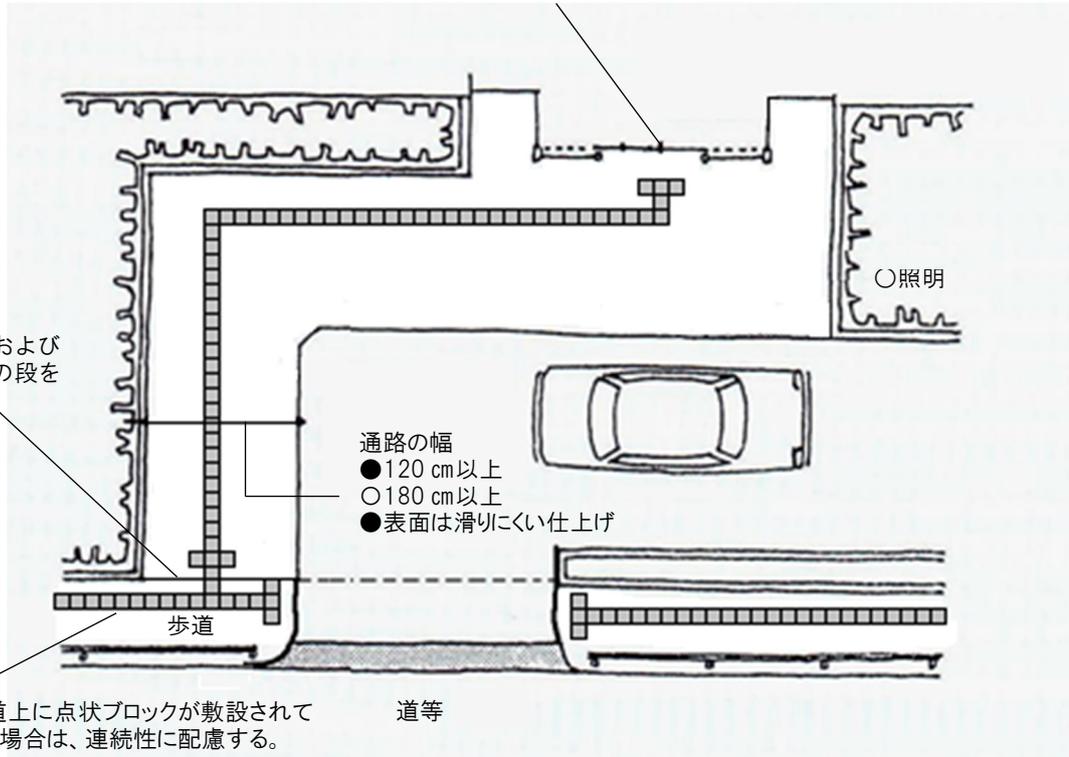


図 I.1.3 アプローチの平面図

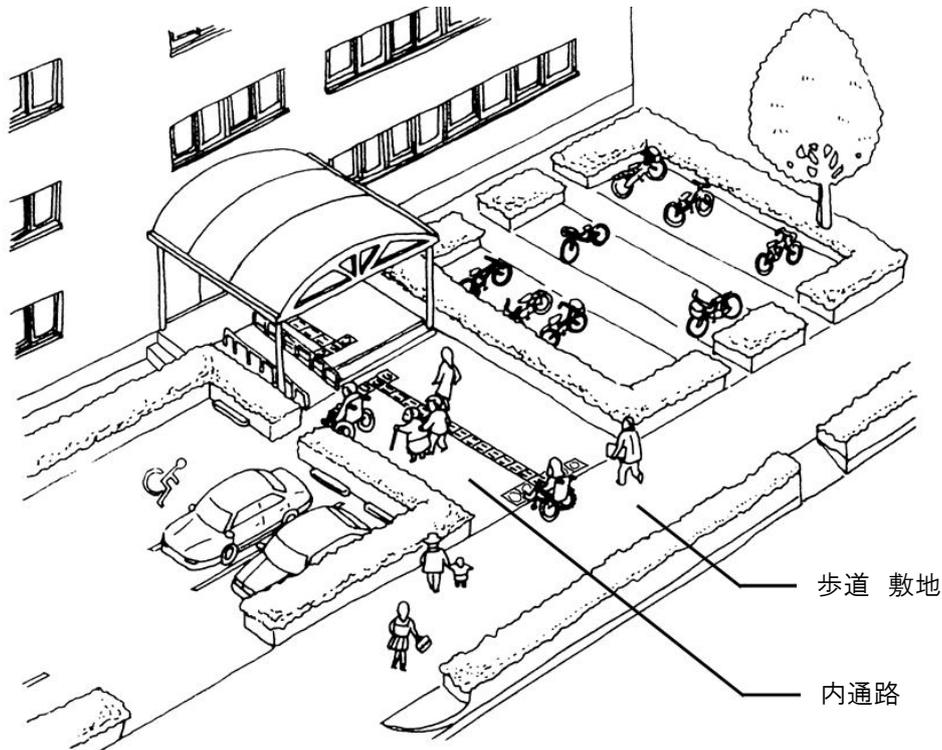


図 I.1.4 建物への通路の設置例

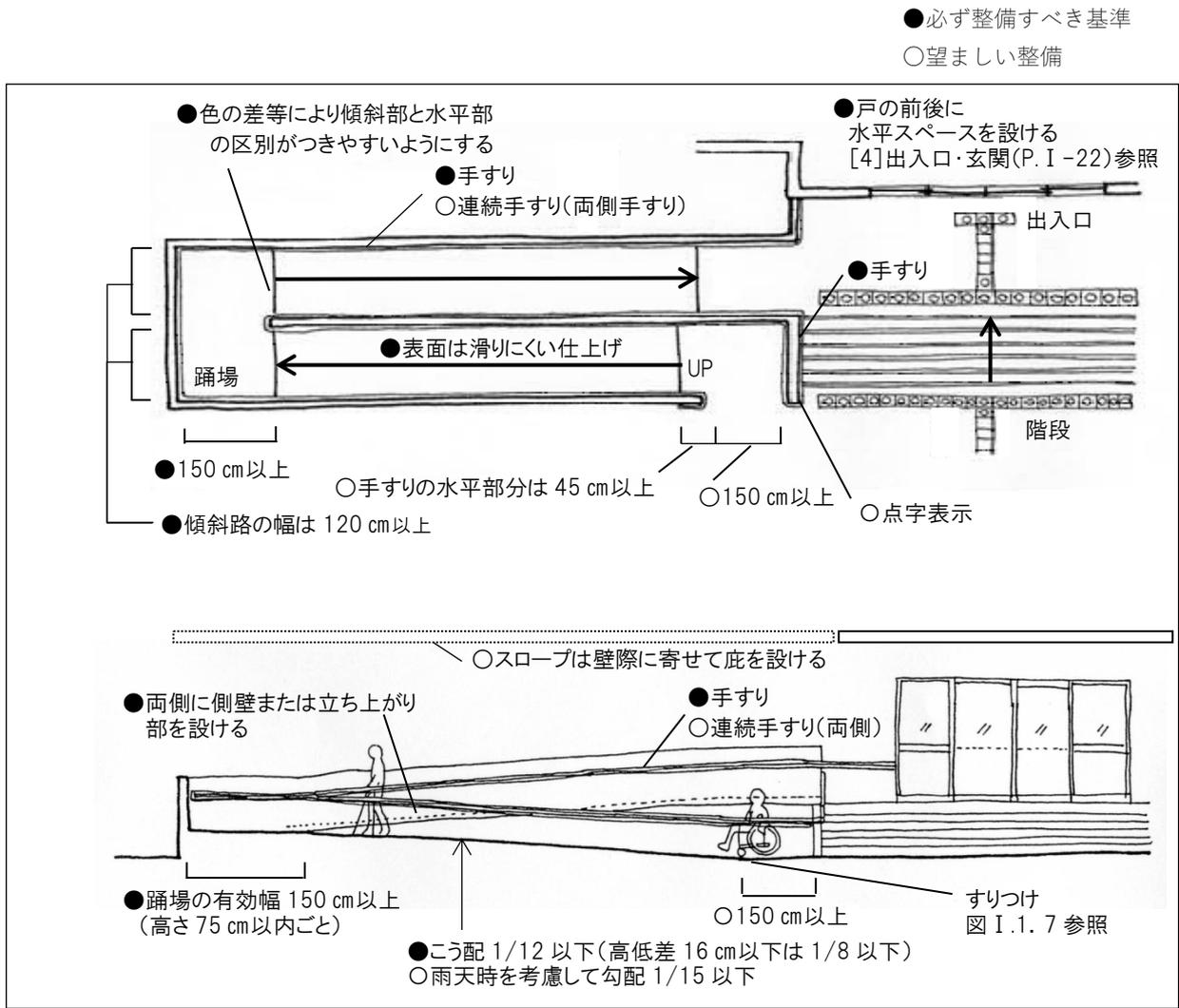


図 I.1.5 傾斜路の平面図(上)および立面図(下)

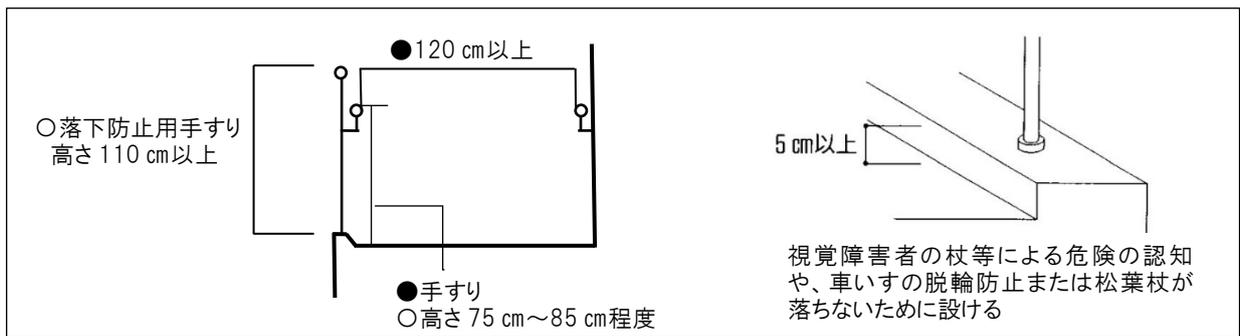


図 I.1.6 ○手すりの寸法と縁部の立ち上り

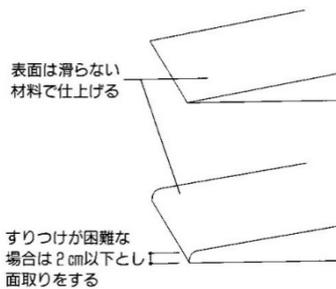
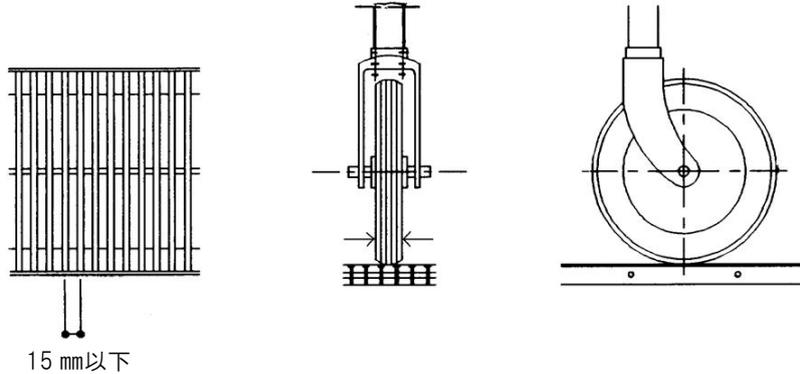


図 I.1.7 すりつけの例

●必ず整備すべき基準

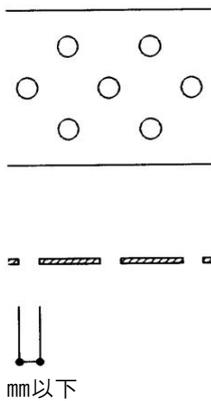
○望ましい整備

1) 細目タイプ溝ぶた



- ・ピッチ 15 mm以下
- ・杖使用者に配慮して 10 mm以下とすることが望ましい
- ・溝ぶたの表面には滑り止めを設けることが望ましい

2) 丸穴あき型溝ぶた



- ・穴直径 15 mm以下
- ・溝ぶたの表面は滑り止めを設けることが望ましい



×溝ぶたの目が粗いとキャスターが挟まってしまう

●敷地内通路に排水溝を設ける場合は溝ぶたを設け、車いす使用車・杖使用者等の通行に支障のない使用とする

図 I.1.8 溝ぶたの仕様 (車いすの前輪と溝ぶたの関係)

[3] 駐車場（特定施設整備基準第 1 6、7）

基本的な考え方

自動車は、高齢者や障害がある人などにとって自由に行動し、社会活動に参加するために極めて重要な移動手段です。このため、障害がある人などが利用できる駐車スペースを設置することが重要になります。また、駐車スペースから主要な出入口までの経路の安全の確保に配慮しなければなりません。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

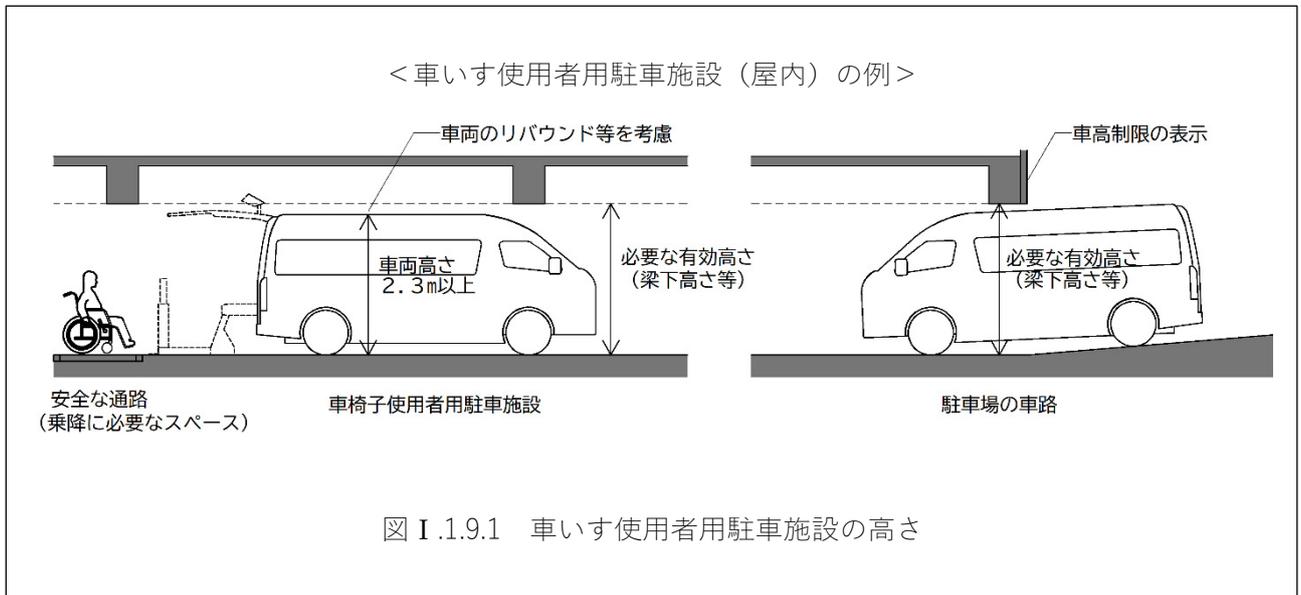
必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	車いす使用者用駐車区画	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の者の利用に供する駐車場を設ける場合は、全駐車台数が200以下の駐車場にあっては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える駐車場にあっては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者駐車施設」という）を設ける。〈建6の（1）〉 ●幅は350cm以上とする。〈建6の（2）ア〉 ●利用居室（ない場合は道等）までの経路の長さはできるだけ短くなる位置に設ける。〈建6の（2）ウ〉 	<p>共同住宅等における居住者用駐車場は、区画の利用者を特定している場合が多く、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないため、基準適合義務の対象とはならない（来客者用駐車場は対象）。</p> <p>（図 I.1.9.1～11）</p> <p>駐車場の規模：車いす使用者用区画の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ～50台：1台以上 51～100台：2台以上 101～150台：3台以上 151～200台：4台以上 201台～：1%+2台以上
	標識（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示する。〈建6の（2）イ〉 	<p>車いす使用者用駐車施設には、国際シンボルマークを掲示しなければならない。</p> <p>（図 I.1.12、13）</p>
利用円滑化経路	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者駐車施設から利用居室（ない場合は道等）までの経路うち1以上を利用円滑化経路とする。〈建7の（1）〉 		
望ましい整備		解説	
動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ○通路は、車止めの設置等により駐車場や車路と分離する。 ○歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。 	<p>やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避する。クラクション等の音が聞こえない聴覚障害者が安全に通行するためにも有効である。</p>	
通路	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者駐車施設から建物出入口、または道等までは、安全な通行ができる通路とする。 		

望ましい整備		解説
車いす使用者用駐車施設	<ul style="list-style-type: none"> ○機械式であっても平面部にスペースを設ける。 ○床（舗装）面は、車いすを静止させておくことができるよう、できる限り水平とする。 ○床（舗装）面の塗装や乗降スペースの斜線の塗装による標示のほか、標示板の設置などによりわかりやすく表示する。 ○車いす使用者駐車施設の位置および経路がわかるよう、誘導・案内のための標識等を設ける。 ○車いす使用者用駐車施設の枠内を青色に塗装、また乗降用スペースを、斜線で塗装し、国際シンボルマークは大きく表示する。 ○車いす使用者用駐車施設の奥行きは施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討を行う必要がある。 ○車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設ける。 この場合、車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。 ○自動車後部からの車いすの乗降ができるスペースの確保に配慮する。 ○車いす使用者駐車施設および通路には、雨よけのための庇または屋根などを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> → 車いす使用者用駐車施設をわかりやすくする。 → 車いす用リフト付車両等の車いす使用者送迎用自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。 → 駐車スペースの境界表示を二重ラインにする等、十分な乗降用スペースを確保する。 → 屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保する（一般的な車いす用リフト付車両の高さは、230cm以上である）。（図 I.1.9.1） → 聴覚障害者は音声のみの対応では利用できない場合がある。
照明等	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行困難者が車両の乗り降りを安全に行うことができるよう、照明の位置や照度等に配慮する。 	
発券所等	<ul style="list-style-type: none"> ○発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮する。 ○発券機や精算機等は、手や指の不自由な人や、車いす使用者も使えるように位置や高さ等に配慮する。 ○発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。 ○精算機における非常時の対応として、音声による対応のみではなく、ディスプレイによる対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> → 聴覚障害者は音声のみの対応では利用できない場合がある。
思いやり駐車区画	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設とは別に、建物の入口に近い位置に、移動に配慮が必要な方（上下肢障害者や知的・精神障害者、内部障害者、妊婦、乳幼児連れ、歩行困難な高齢者等）に配慮した「思いやり駐車区画」を設ける。 	

解説図一覧	
図 I.1.9.1 車いす使用者用駐車施設の高さ	P. I -19
図 I.1.9.2 車いす使用者駐車施設の設置例	P. I -20
図 I.1.10 駐車場の改善例	P. I -20
図 I.1.11 駐車場の歩車分離の例	P. I -21
図 I.1.12 車いす優先区画と思いやり駐車区画のマーク	P. I -21
図 I.1.13 案内標識等の例	P. I -21

チェック項目（条例の基準）					
6 駐車場	(1) 多数の者の利用する駐車場の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無
	全駐車台数	台分	車いす使用者駐車施設の 設置数	台分	
	(2) 車いす使用者駐車施設の構造	ア 幅は、3 5 0 cm以上	cm		
		イ 車いす使用者駐車施設である旨の表示（国際シンボルマーク等）	有	無	
ウ 利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置	有	無			
7 利用円滑化経路	(1) 利用円滑化経路の設置（1以上）	ウ 利用居室（ない場合は、道等）から車いす使用者駐車施設までの経路	有	無	

関連する章	
I・1・[1]	利用円滑化経路 P.I-4
I・1・[2]	敷地内の経路 P.I-7



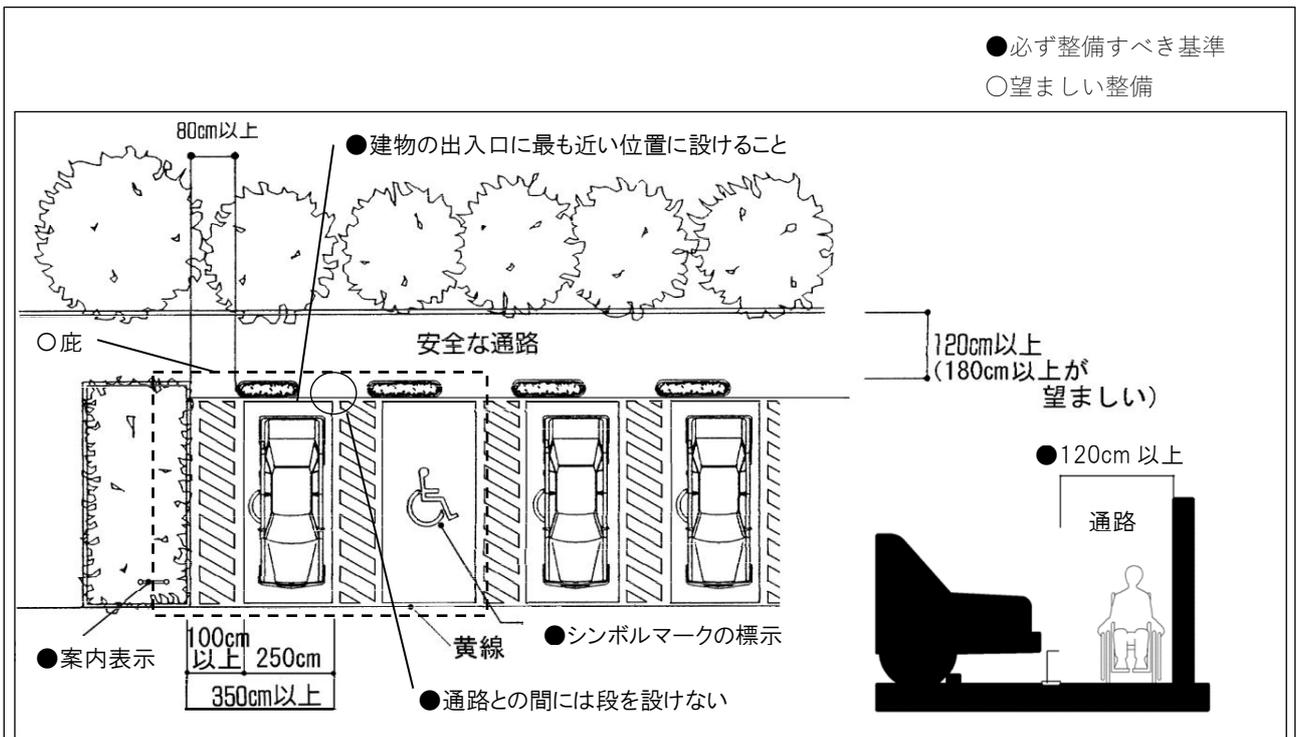


図 I.1.9.2 車いす使用者駐車施設の設置例

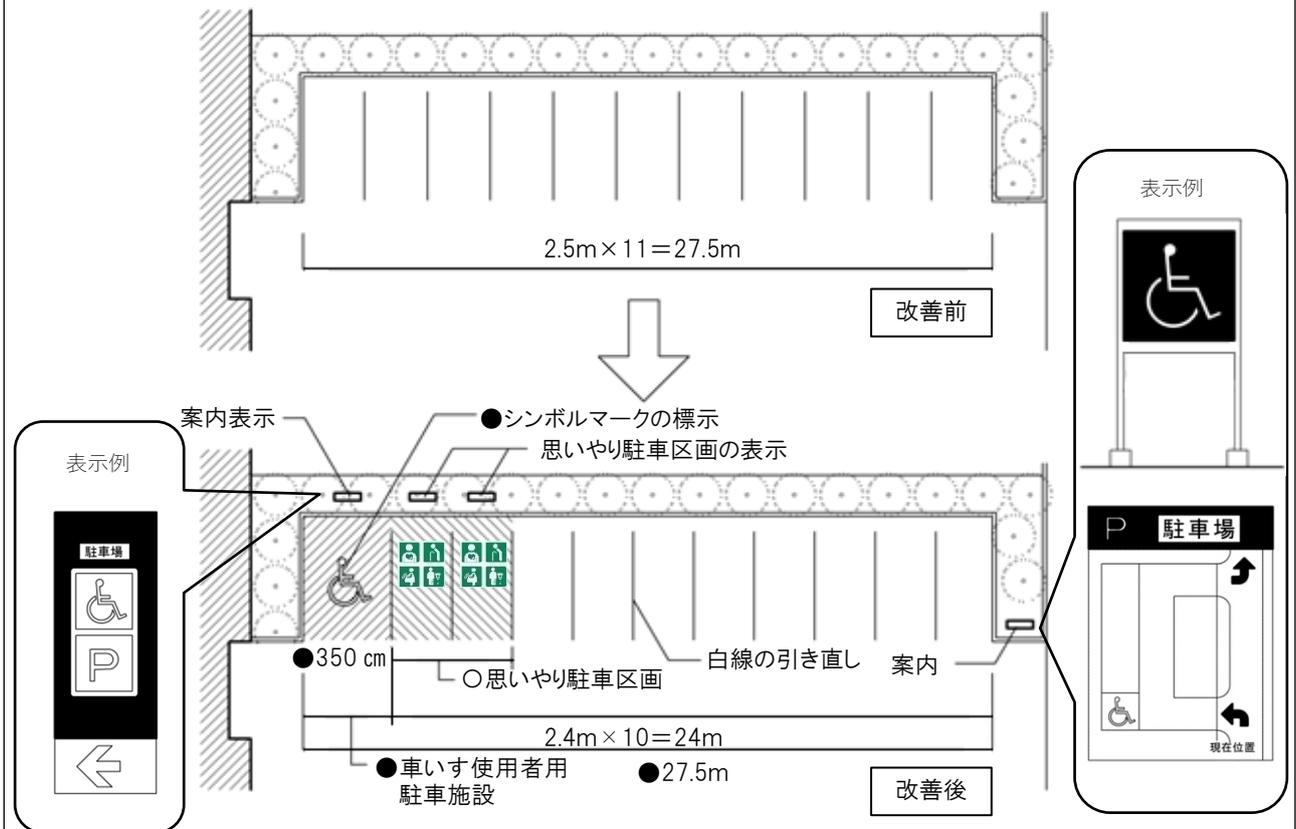


図 I.1.10 駐車場の改善例

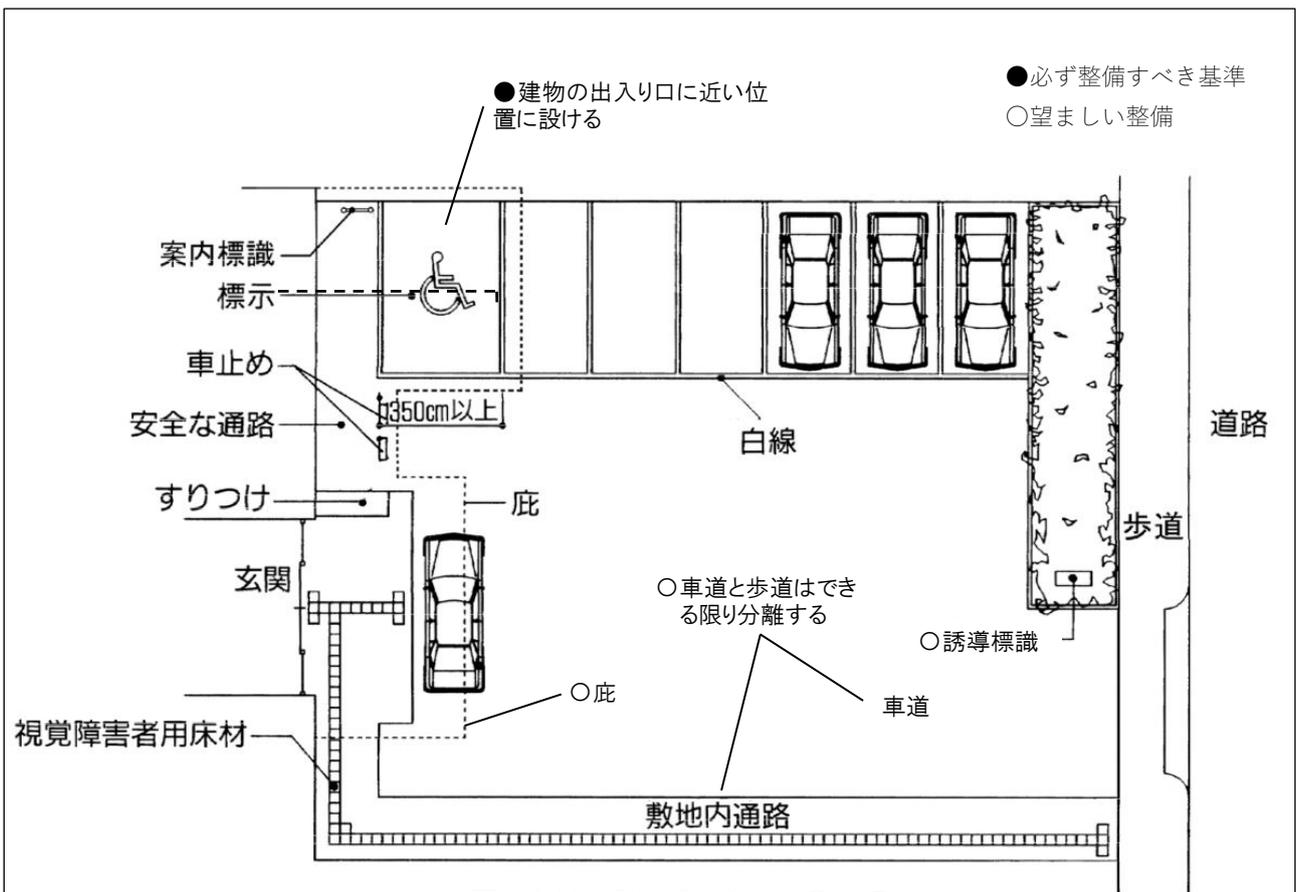


図 I.1.11 駐車場の歩車分離の例



図 I.1.12 車いす優先区画とゆずりあい駐車区画のマーク



図 I.1.13 案内標識等の例

[4] 出入口・玄関（特定施設整備基準第1・9、14）

基本的な考え方

玄関や出入口は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に通過できることがまず必要です。そのため、幅の確保や段差の解消、戸の開閉のしやすさなどに配慮するとともに、道路から玄関、玄関から各部屋の出入口へとわかりやすく連続的に移動できるよう、出入口の配置等に配慮することも重要です。また、玄関での案内板の設置や出入口の標示などに配慮することにより、だれもがわかりやすく利用しやすい施設にすることができます。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準			解説
整備基準	幅員の確保	●利用円滑化経路を構成する出入口は、車いす使用者が通過できる幅として80cm以上とする。〈建9の(1)〉	幅については有効幅員をいい、引き戸は引き残しや戸厚を含めない寸法で計測する。
	戸の構造 前後のスペース	●戸を設ける場合は、その前後に高低差がないようにする。〈建9の(2)〉 ●戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。〈建9の(2)〉	戸の前後に車いすの待機や方向転換のための水平なスペースを確保する必要がある。 (図 I.1.30) 自動扉及び引き戸の場合は140cm以上原則として必要。
利用円滑化経路	視覚障害者利用円滑化経路	●特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所を設ける場合は、道等から当該案内場所までの経路で多数の者が利用するもののうち、1以上を視覚障害者利用円滑化経路とする。〈建14の(1)〉 ●特定施設またはその敷地に当該特定施設の案内場所が設けられていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路（多数の者が利用するものに限る）のうち、1以上を視覚障害者利用円滑化経路に準じた構造とする。〈建14の(3)〉	I.4.「情報・案内に関する事項」(P.I-142)

望ましい整備			解説
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○安全性・利便性の面から、戸は可能な限り引き戸形式にする。 ○出入口の有効幅は、戸の厚みや把手の突出、戸の引き残しなどを考慮し、必要な寸法が確保できるよう配慮する。 ○主要な出入口は車いす使用者の安全かつ円滑な通過に支障となる段差を設けない。 ○敷居、溝等は段差が生じやすいため、埋込型のレールを使う等の配慮をする。 ○戸の前後には、戸の開き勝手や位置を考慮して、車いす使用者が戸の方向に転回し、寄りついて開閉できるよう、必要なスペースを確保する。 ○車いす使用者が戸を開閉しやすいよう、戸の前後は水平になるようにする。 ○その他出入口にあっては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。 ○廊下等の側面に戸を設ける場合は、危険防止のため、開閉によって戸が廊下等に出ないようにする。 ○手動の戸はできるだけ軽い力で円滑に開閉できるものとする。 ○扉には指つめ防止の配慮をする。 	→	車いす使用者や上肢障害者等が開閉しやすい形式とする。
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> ○直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、自動的に開閉する構造の戸を設ける。 ○回転戸は、できるだけ使用しない。やむを得ず使用する場合は、高齢者、障害者等が利用できる回転戸以外の形式の出入口を併設し、高齢者、障害者等を誘導する。 ○自動ドアを設ける場合、車いす使用者等は引き戸または引き分け式が通行しやすい。 ○自動的に閉鎖する形式の吊り戸を設ける場合は、車いす使用者等の通行を考慮し、閉鎖時作動時間が十分に確保できる構造とする。 また、戸を開けた状態で保持したり、指づめを防止するための機構を備えるなどなど、だれもが安全で円滑に利用できるように配慮する。 ○開閉起動装置の感知域は、視覚障害者・車いす使用者等の通行について支障なく動作する範囲とする。 ○非常時の対応のため、手動式の戸を併設する。 ○ドアに挟まれないように、ドア走行部の通行者等を検出する感知器を設ける。 	→	車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。
引き戸	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り床レールのない上吊り形式とする。なお、戸車を用いる場合は、床からレールが突出しないものとする。 ○ドアクローザーは、車いす使用者等の通行を考慮し、操作が容易で、閉鎖作動時間が十分に確保できる構造とする。 ○戸の操作による危険を防止するため、プライバシーを確保するために困難な場合を除き、戸の反対側の様子がわかるような窓を設ける。 		

望ましい整備			解説
開き戸	<ul style="list-style-type: none"> ○危険防止のため、のぞき窓を設ける場合は、車いす使用者や子ども等の視線の高さにも配慮する。 ○アルコーブを設ける場合は、車いす使用者等の開閉動作等がしやすいよう、取っ手側には袖壁を設ける。 		
幅員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○各室の出入口のうち1以上は、車いすで通過しやすい幅として90cm以上とする。 ○直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅として120cm以上とする。 ○主要な屋外への出入口（直接地上へ通ずる出入口および駐車場へ通ずる出入口）は、車いすで通過しやすい幅として90cm以上とする。 ○出入口の有効幅は、戸の厚みや把手の突出、戸の引き残しなどを考慮し、必要な寸法が確保できるよう配慮する。 ➔	JIS T9201に定められる手動車いすであれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車いすや、スポーツ用の車いすの場合、利用できないものがある（例：テニス用車いす幅87cm）。
音声案内	<ul style="list-style-type: none"> ○ドアの場所や形状について、音声で案内する。 ➔	視覚障害者は音声案内がない場合、ドアの位置やドアの開け方（押しボタン式・自動ドア等）を把握することが難しい場合がある。
室名表示	<ul style="list-style-type: none"> ○戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名等を表示する。 なお、視覚障害者の利用に配慮し、文字を浮き彫りにする又は点字を併記する。 ➔	設置高さは、床から140～160cm程度とする。
屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者等が円滑に出入りできるよう、雨よけのための庇を設ける。 		
戸のガラス	<ul style="list-style-type: none"> ○戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラスまたは強化ガラスをいう）を用いる。 ○全面が透明ガラスの戸の場合は、誤って衝突する危険があるため、衝突防止措置として色や模様などで容易に識別できるようにする。 ○フットレストの高さ（床から35cm程度までの部分）はガラスの使用を避けること。 ○戸の床から35cm程度までは必要に応じ車いす当たりを設ける。 ○衝突防止のため手すりを設置する。 ➔➔	<p>ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照。</p> <p>フットレストを活用してドアを開閉する車いす使用者もいるため、ガラスが割れる可能性がある。</p>
マット	<ul style="list-style-type: none"> ○くつふきマットは埋込式でつまずきにくく、ぬれても滑りにくい材質とし、車いすでも容易に通過できる構造（はけ状のものは避ける）とする。 ○視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する。 ➔	はけ状のものは、車いすで動きにくい。また、端部を固定していないと、杖先を引っ掛ける危険性がある。
履き替え場所	<ul style="list-style-type: none"> ○上履きに履きかえる場所には、体を支えるための手すりや、いす等を設置する。 		
取っ手	<ul style="list-style-type: none"> ○引き戸では棒状のもの、開き戸ではハンドル式等のものとする。 ○床面より高さ90cm程度を基準にした位置に設ける。 ➔	手動式引き戸では、棒状のもの、開き戸では大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式またはパニックバー形式のものとする。

望ましい整備		解説
照明	○夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。	
色	○戸や取っ手の色は、色の対比や明度差に配慮し、色弱者の人 も認知しやすい色の組み合わせとする。	色覚障害のある人に配慮した色の組み合わせ等に関しては、序章-及び参照

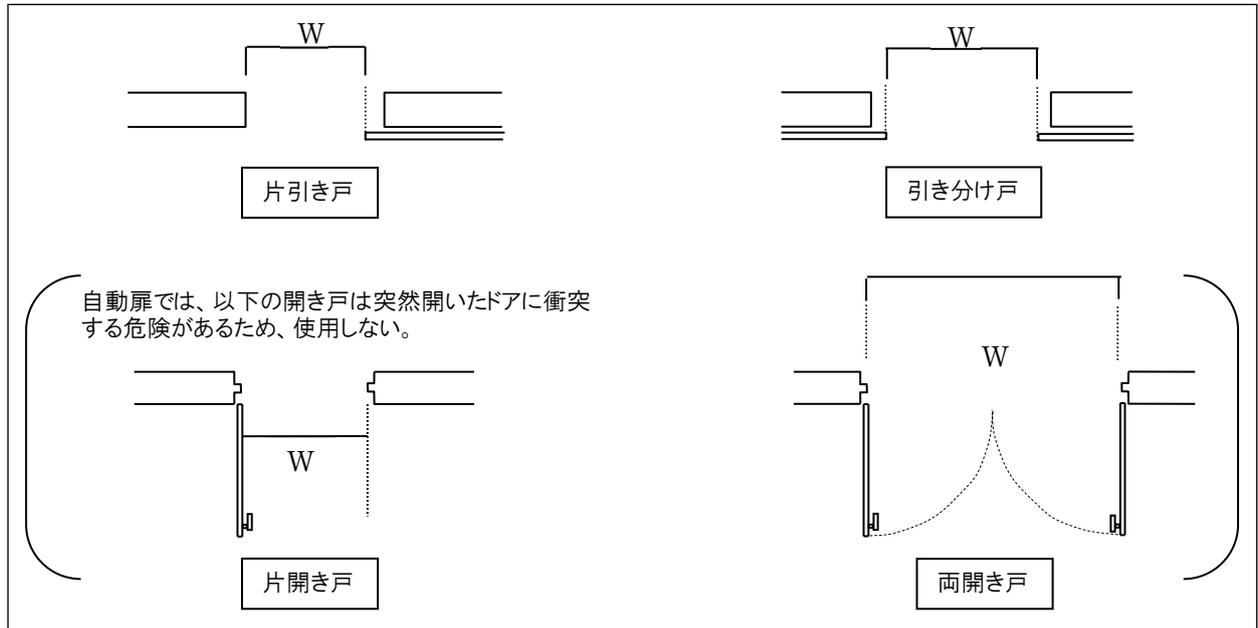
解説図一覧		
図 I.1.14	有効幅員の取り方	P. I -26
図 I.1.15	出入口の有効幅員	P. I -27
図 I.1.16	開き戸および引き戸の寸法	P. I -27
図 I.1.17	外開き戸	P. I -27
図 I.1.18	戸の開き方向によるスペースの取り方	P. I -27
図 I.1.19	建物出入口の設計例（平面図）	P. I -28
図 I.1.20	建物出入口の設計例（立面図）	P. I -28
図 I.1.21	自動ドアの感知方法（参考）	P. I -29
図 I.1.22	使いやすい戸の握り手	P. I -30
図 I.1.23	指つめ防止の例	P. I -30
図 I.1.24	建築物の出入口の改善例	P. I -30

チェック項目（条例の基準）					
9 利用円滑化経路の出入口	直接地上に通ずる出入口、各利用居室の出入口、車いす使用者便房に通ずる出入口、車いす使用者駐車施設に通ずる出入口の構造（それぞれ1以上）	(1) 幅は、80cm以上		cm	
		戸の構造	(2) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有 無
			自動その他の容易に開閉して通過できるもの	有 無	
		戸の前後の高低差		有 無	
14 案内場所までの経路	(1) 案内場所の設置		有	無	
	道等から案内場所までの経路	視覚障害者利用円滑化経路の設置（1以上）	有	無	
	(3) 案内場所が設置されていない場合は、道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路において、(2)に定める構造の経路の設置（1以上）		有	無	

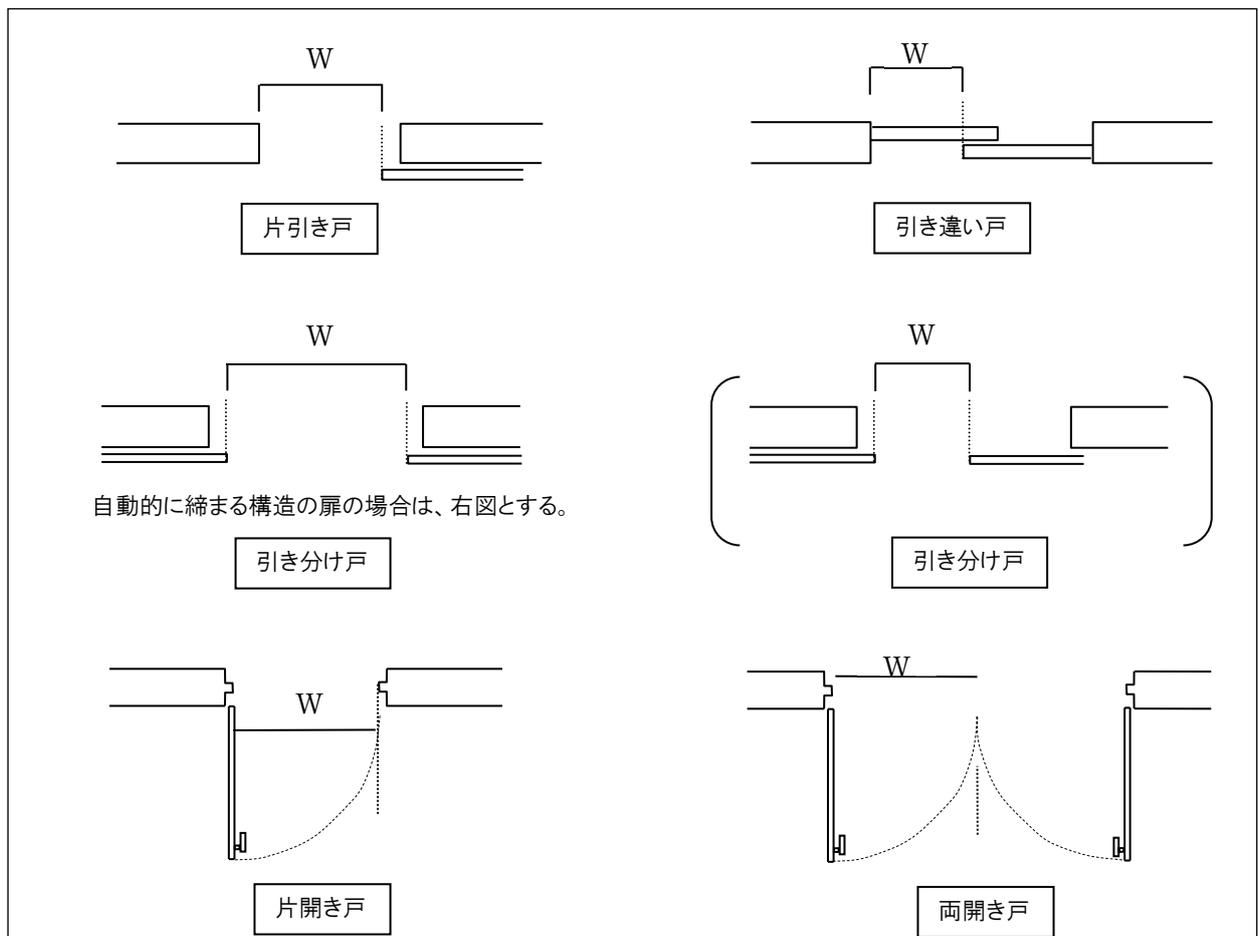
関連する章	
I・1・[1]	利用円滑化経路 P. I -4
I・1・[2]	敷地内の経路 P. I -7

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



自動扉の場合



手動扉の場合

図 I.1.14 ●○有効幅員の取り方

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

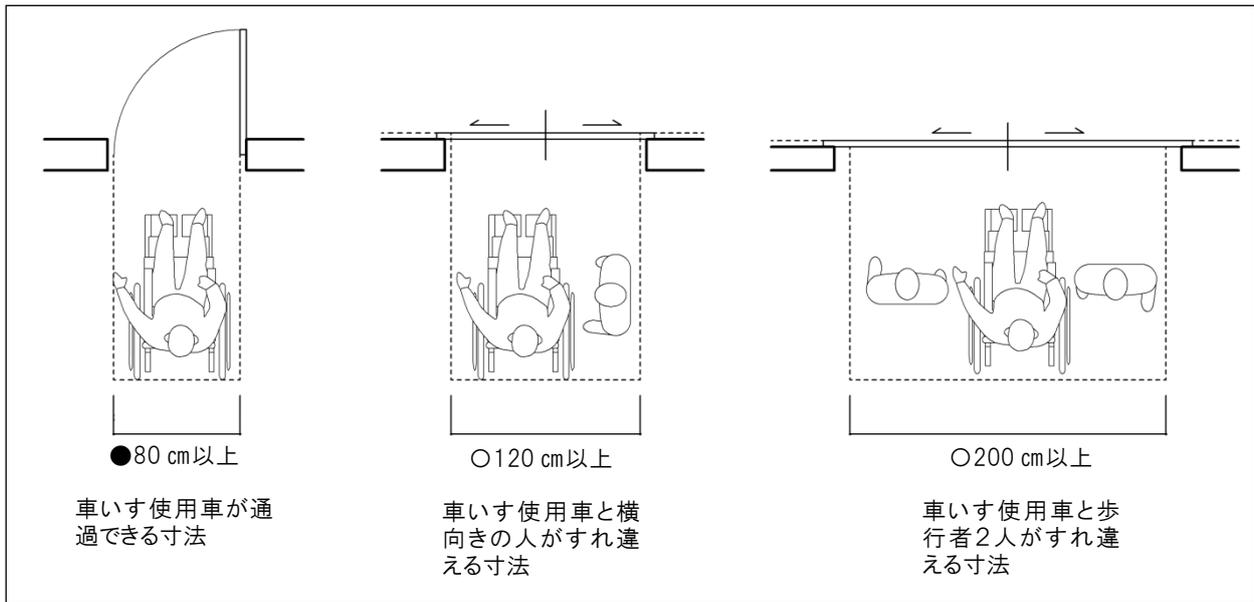


図 I.1.15 出入口の有効幅員

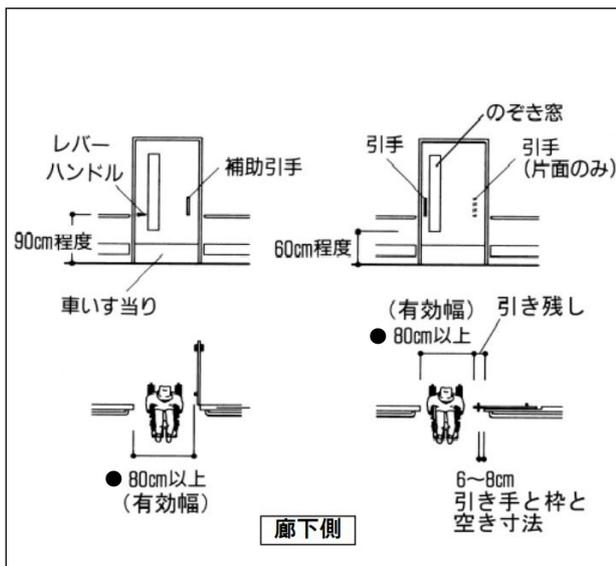


図 I.1.16 開き戸および引き戸の寸法

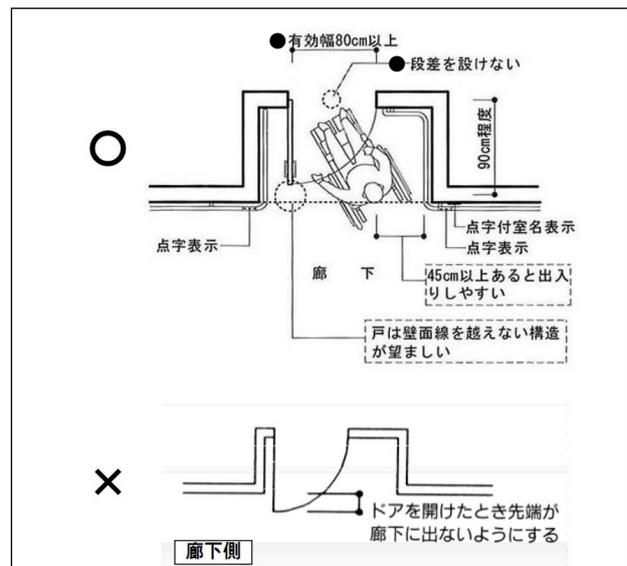


図 I.1.17 外開き戸

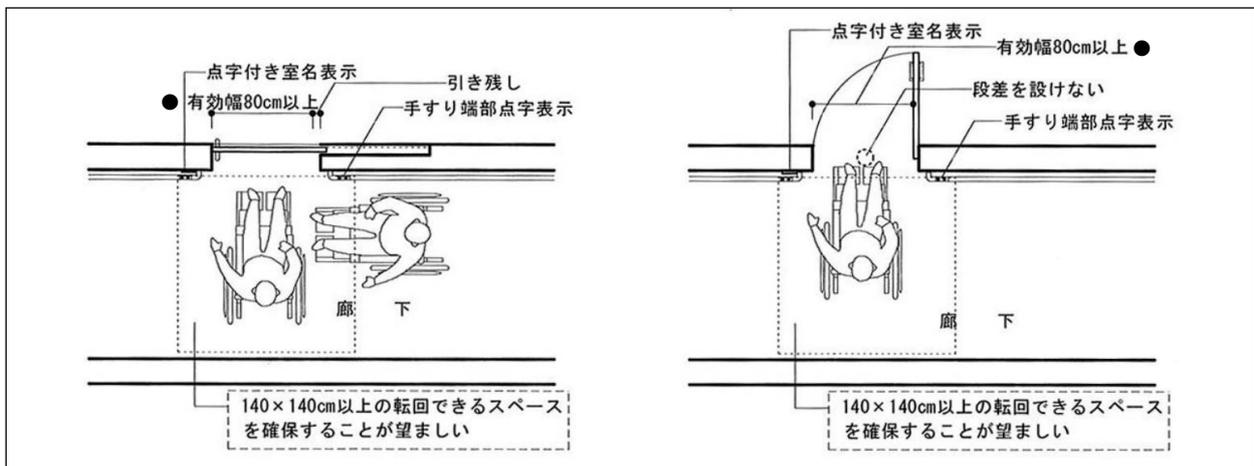


図 I.1.18 戸の開き方向によるスペースの取り方

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

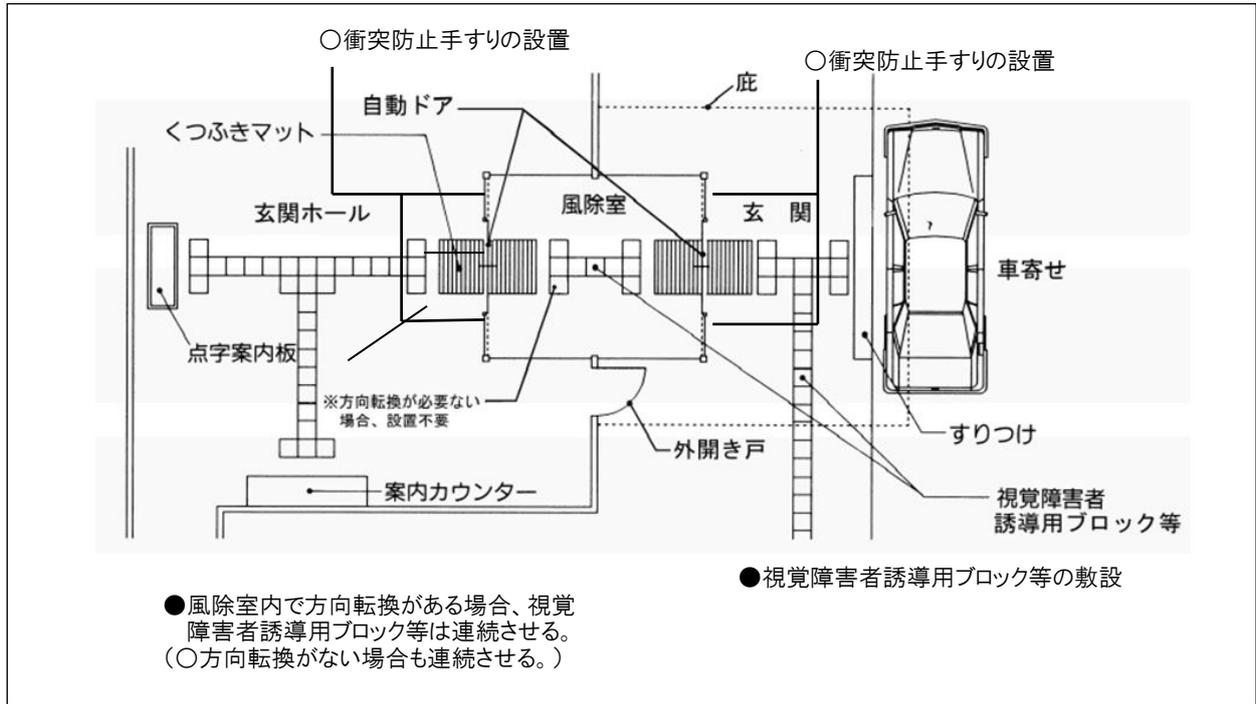


図 I.1.19 建物出入口の設計例 (平面図)

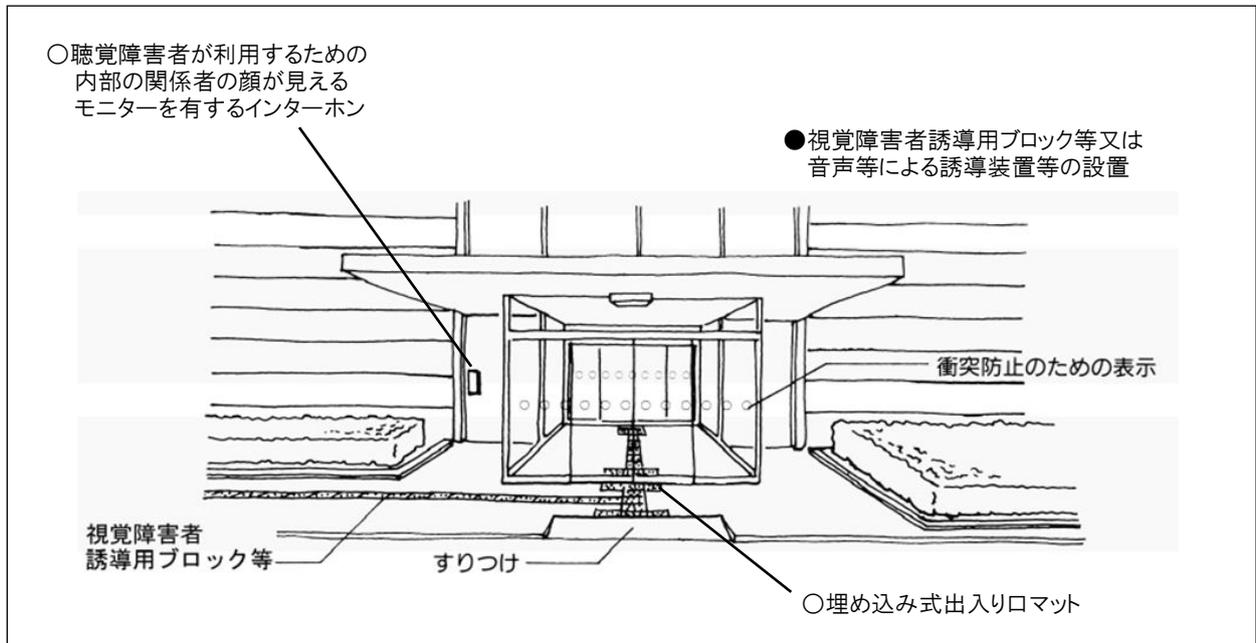


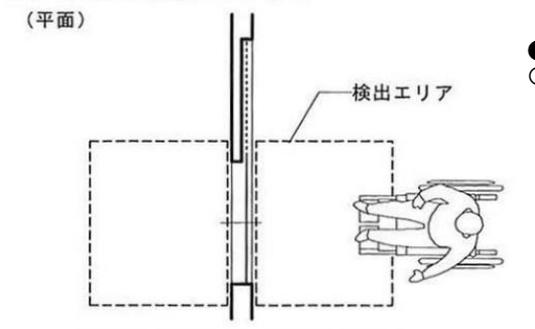
図 I.1.20 建物出入口の設計例 (立面図)

●必ず整備すべき基準

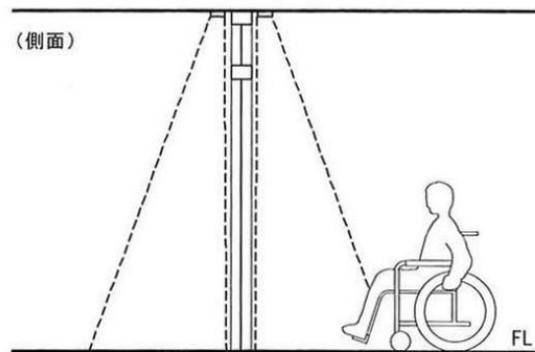
○望ましい整備

a. 光線式反射スイッチ

(平面)



(側面)

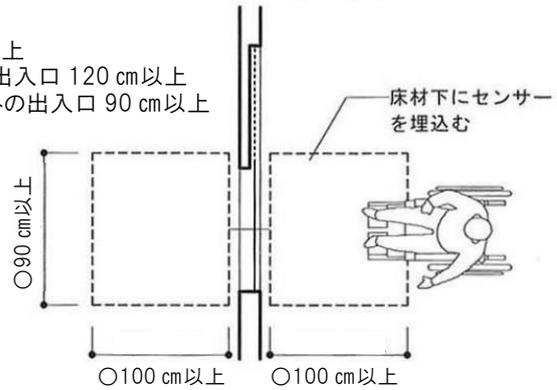


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に用いられる

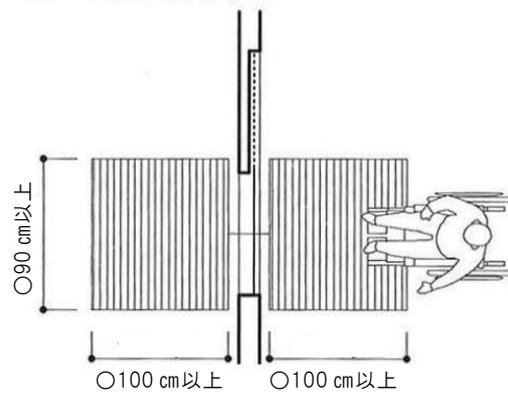
- ・光線スイッチは温度変化や直射日光などの影響を受けやすいので注意する必要がある。
- ・車いす使用者や歩行困難者がドアに挟まれないように、ドア枠の左右に安全センサーを設置する。

b. 床埋込センサー式スイッチ

- 80 cm以上
- 主要な出入口 120 cm以上
- それ以外の出入口 90 cm以上



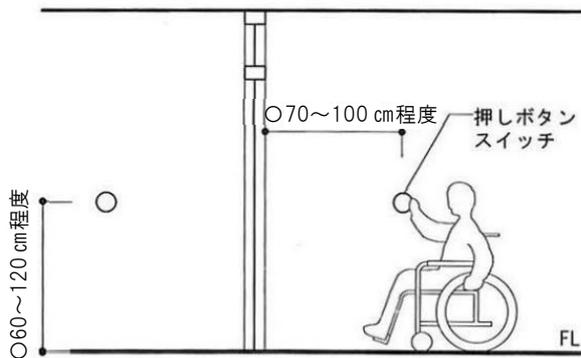
c. マットスイッチ



- ・マットスイッチにはゴムマットとアルミマットがあるが、ゴムマットは摩擦したときにつまずきやすくなること、またアルミマットは杖などが滑りやすい。
- ・両マットが小さく、ドアの直前にあると車いすでマットを踏む前にフットレストがドアに当たって作動させられなくなるので、マットは少し大きめにする。

d. 押しボタンスイッチ

- ・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチを設置する



- ・ドアに直接設けたスイッチは車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチを設ける。

図 I.1.21 自動ドアの感知方法 (参考)

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

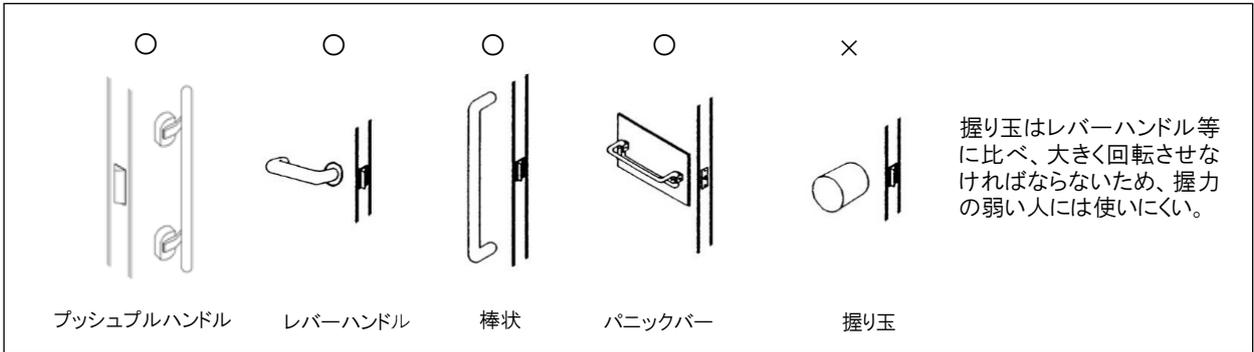


図 I.1.22 使いやすい戸の握り手

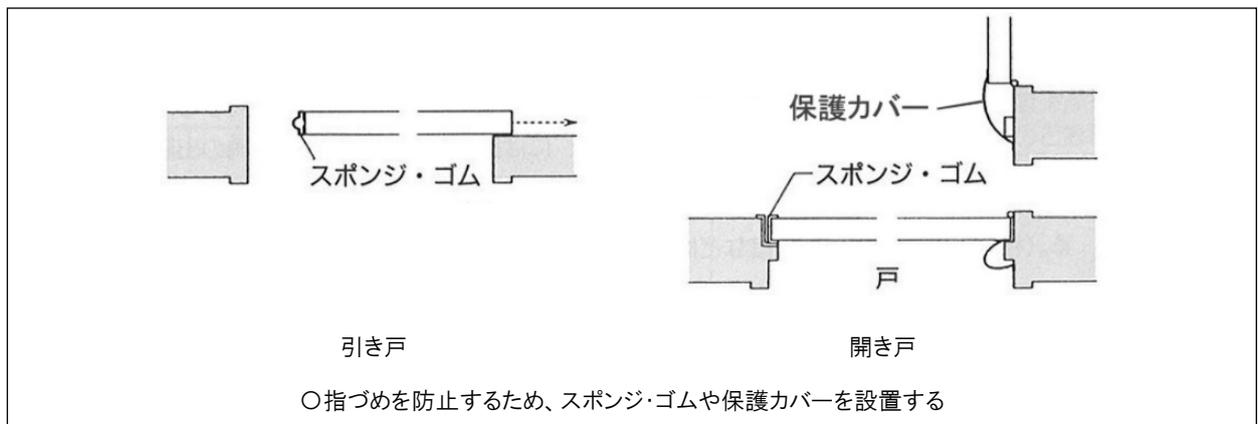


図 I.1.23 指づめ防止の例

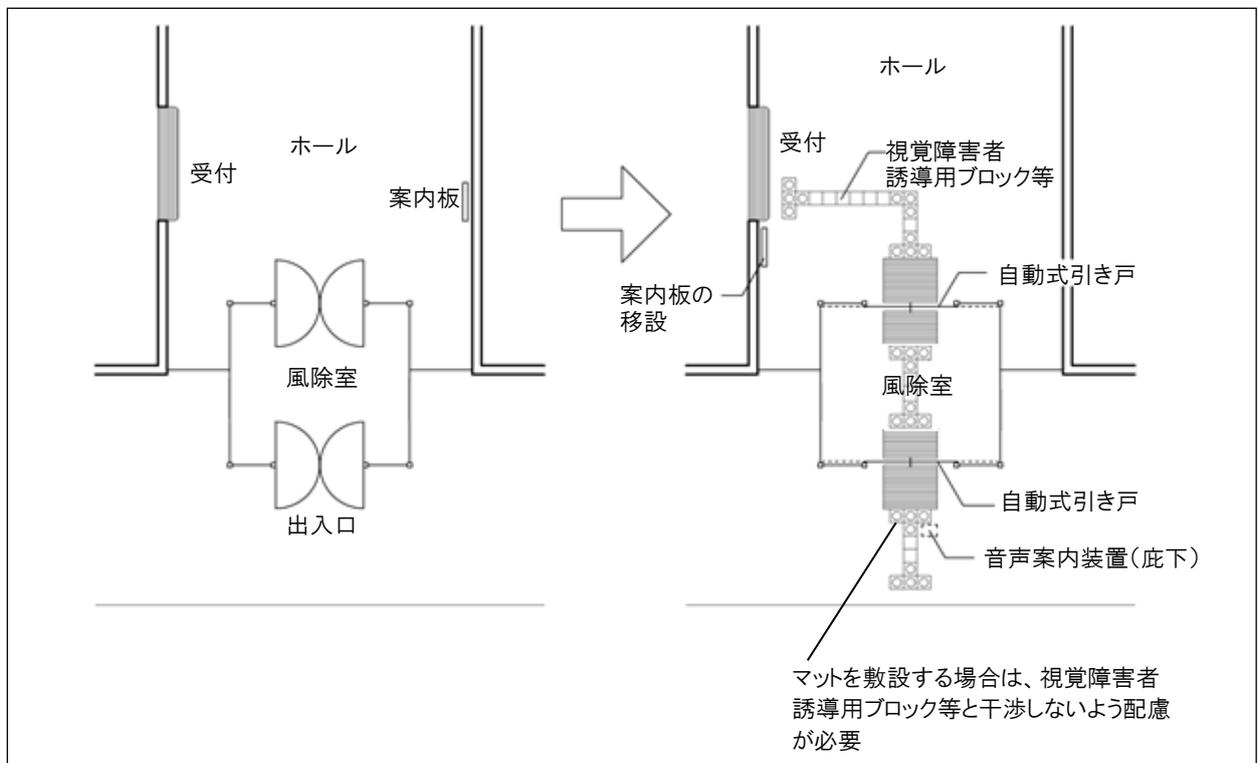


図 I.1.24 建築物の出入口の改善例

[5] 廊下等 (特定施設整備基準第 1 1、8、10)

基本的な考え方

建物内部における廊下等の通路は、利用者が目的場所に容易に到達できるようにすることを基本として、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に通行できるように配慮しなければなりません。そのためには、わかりやすい動線の設定や案内標示等の設置などにより、移動しやすさや利便性、緊急時の安全性を確保するとともに、車いす使用者等の通行に支障がない十分な幅員を確保し、床の段差や壁の突出物などを設けないようにする必要があります。また、利用円滑化経路となる廊下等には、通行の支障となる段差を設けないようにしなければなりません。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準 (条例の基準)		解説	
整備基準	仕上げ	●表面は、粗面とし、または滑りにくい材料とする。 〈建 1 の (1)〉	
	段差の解消	●廊下等 (すべてのもの) に段を設ける場合は、 「[7]階段 (P.I-40)」の項の規定による。〈建 1 の (2)〉	
	点状ブロック	●階段 (踊場を含む。以下同じ) または傾斜路 (踊場を含み、階段もしくは段に代わるもの、またはこれらに併設するものに限り。以下同じ) の端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差または傾斜の存在の警告を行うため、点状ブロックを敷設する。ただし、階段もしくは段または傾斜路の端に近接する廊下等の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。〈建 1 の (3)〉 ① こう配が 1/20 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの ② 高さが 16cm を超えず、かつ、こう配が 1/12 を超えない傾斜のある部分の端に近接するもの ③ 自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるもの ●建物内に案内場所を設ける場合は、玄関から案内場所に至る経路のうち 1 以上を視覚障害者利用円滑化経路とする。 〈建 14 の (1)〉	設置例については、「[4]出入口・玄関 (P.I-22)」の項を参照。視覚障害者利用円滑化経路の構造については、「[2]敷地内の通路 (P.I-7)」および「I.4 情報・案内に関する事項[1] 視覚障害者誘導用ブロック等 (P.I-143)」の項参照。
利用円滑化経路	段差の解消	●利用円滑化経路上に階段または段を設けない。傾斜路またはエレベーター等を併設する場合等は、この限りでない。〈建 8〉	→ [1]利用円滑化経路の項 (P.I-4 参照)
	幅員の確保	●主要な経路は、車いすが通行しやすい幅として 120cm 以上とする。〈建 10 の (1)〉	→ 廊下等の「有効幅」は、手すり等が設置されている場合には、その内法で確保する必要がある。 (図 I.1.29、図 I.1.30)
	転回スペースの確保	●廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、区間 50m 以内ごとに車いすが転回できるスペースを設ける。〈建 10 の (2)〉	→ 原則として 140 cm × 140 cm 以上とする。
	戸の構造	●戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がない。〈建 10 の (3)〉	

望ましい整備		解説
動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内の主要な通路は、利用者が目的場所に容易に到達できるよう、単純でわかりやすく、移動距離ができる限り短くなる動線の設定に配慮する。 ○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩場所を設ける。 	<p>ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないよう配慮する。</p>
段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての経路には段を設けない。やむを得ず段差が生じる場合は、傾斜路または段差解消用昇降機等を設置する。（「[6]傾斜路（P.I-37）」の項参照） 	
幅員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての経路は車いすですれ違いできる180cm以上とする。ただし、廊下等の末端付近や、区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合は、140cm以上とすることができる。 ○廊下の途中で幅を変えず一定に保つ。 ○廊下等にベンチ、案内板、自動販売機、消火器等の物品を置くことが想定される場合は、設計段階からあらかじめ設置場所を確保し、有効幅を狭くしたり、手すり等の誘導による移動の妨げにならないよう配慮する。 ○通行の支障とならないよう柱型、付帯設備等の突出物は設けない。やむを得ず設ける場合でも、白杖で覚知できるように配慮する。 ○白杖で覚知できないたれ壁や壁かけ式の設備機器などは設けない。やむを得ず設ける場合でも、壁からの突出は10cm以下とする。 	<p>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分を除く。（図I.1.29、図I.1.30）</p> <p>消火器、案内板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設ける。</p>
転回スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○廊下等の末端付近や、区間50m以内ごとに車いすが転回できるスペースを設ける。 	（図I.1.31）
床仕上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○転倒しても衝撃が少ない材料とする。 ○車いす使用者等が円滑に通行できるよう、カーペット等で毛足の長いものは使用しない。 	
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○病院・診療所等および身体障害者更生援護施設等にあつては、手すりを設ける。 ○その他の施設についても、必要に応じて手すりを設ける。 ○廊下等の両側に設け、できる限り連続させる。 ○子どもの利用が想定される施設においては、通常の高さの手すりとは別に子どもが利用しやすい高さ等のものを設ける。 ○手すりの端部、廊下の曲がり角の部分等に現在位置および行き先などの誘導内容等を点字で表示する。 	3設備に関する事項[1]手すり（P.I-125）」の項参照（図I.1.25、図I.1.26）
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○側面に戸を設ける場合は、戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないようにする。 ○廊下に面する戸は原則として引き戸または内開き戸とする。 	外開き戸とする場合は、廊下の通行を妨げないようアルコーブを設けるなど配慮する。
曲がり角	<ul style="list-style-type: none"> ○視野を少しでも広げ、衝突の危険を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、曲がり角にはコーナーミラーを設けたり、出隅の角切り（角の面取り）等をする。 	（図I.1.27）
車いす当り	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者が安心して通行できるよう壁面下部には車いす当りを設ける。 	（図I.1.28）
誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> ○床と壁の境を視認しやすくするため、それぞれの色の明度差等に配慮する。 	

望ましい整備		解説
ガラス面	○衝突の危険のある箇所には衝突防止措置として、色や模様などで容易に識別できるようにする。	
照明	○通行に支障がなく、むらのない明るさとする。	適宜、足元灯や非常用照明装置を設置する。
防火戸	○防火戸は一目見てわかる配置・デザインとする。 ○85cm以上の有効幅を確保する。 ○シャッター式の防火戸は車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。	

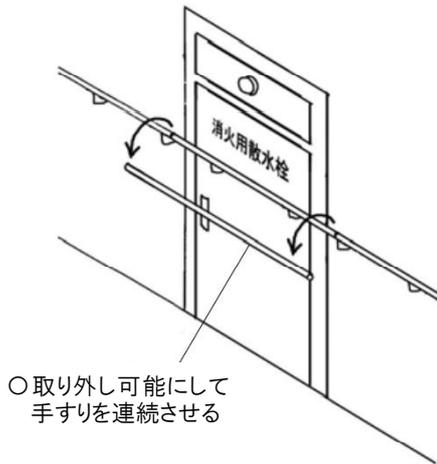
解説図一覧		
図 I.1.25	連続的な手すりの設置例	P. I -34
図 I.1.26	室周辺の仕様例	P. I -34
図 I.1.27	曲がり角の角切りの例（平面図）	P. I -34
図 I.1.28	車いす当たり	P. I -34
図 I.1.29	廊下等の有効幅	P. I -34
図 I.1.30	廊下等の設置例（平面図）①	P. I -35
図 I.1.31	廊下等の設置例（平面図）②	P. I -35
図 I.1.32	廊下等の手すりの設置例	P. I -36

チェック項目（条例の基準）					
1 廊下等	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無	
	(2) 廊下等の段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	段の構造	ア 手すりの設置	有	無	
		イ 回り段の有無	有	無	
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
		エ 段は、容易に識別できるもの	有	無	
		オ つまづきにくいもの	有	無	
		カ 段のある部分の端に近接する踊場に点状ブロック等の敷設	有	無	
(3) 階段または傾斜路の端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設		有	無		
8 利用円滑化経路の段差	利用円滑化経路上に階段または段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
10 利用円滑化経路の廊下等	(1) 幅は、120cm以上		cm		
	(2) 末端または5.0m以内ごとに車いす転回スペースの設置		有	無	
	(3) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無	
	戸の構造	自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無
		戸の前後の高低差		有	無

関連する章
I・1・[1] 利用円滑化経路 P. I -4

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

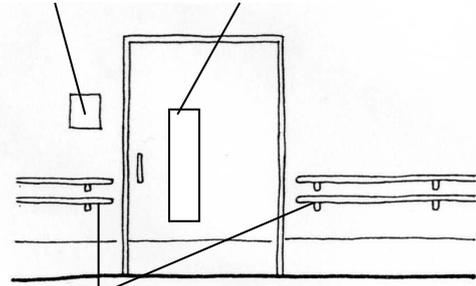


○取り外し可能にして
手すりを連続させる

図 I.1.25 連続的な手すりの設置

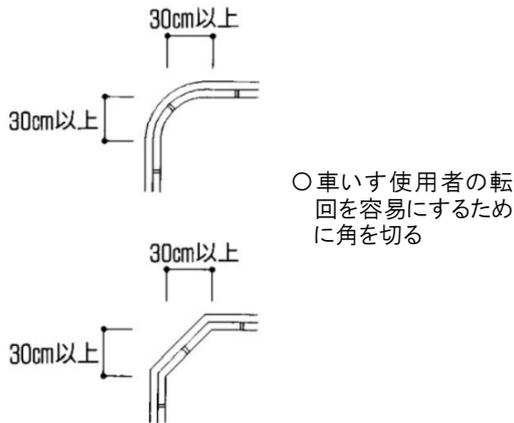
○室名表示(点字表示)
[3] 出入口 P. I - 21 参照

○窓ガラス(安全ガラス)



○点字表示

図 I.1.26 室周辺の仕様例



○車いす使用者の転
回を容易にするため
に角を切る

図 I.1.27 曲がり角の角切りの例 (平面図)

○壁面下部には、車いす
当たりを設置する

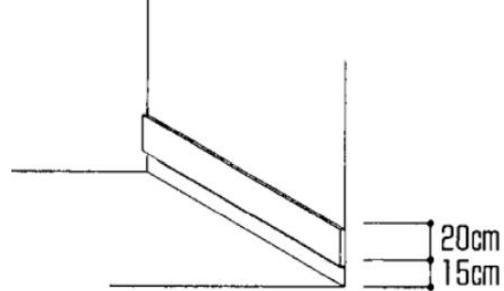
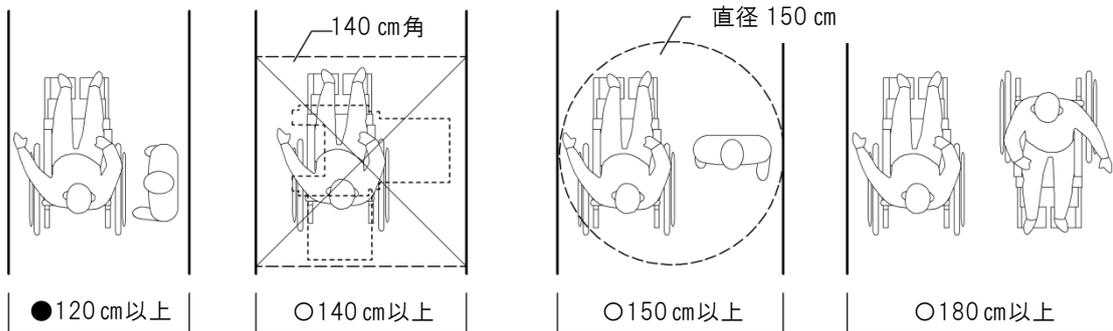


図 I.1.28 車いす当たり



●120 cm以上
車いす使用車と横向
きの人がすれ違える
寸法

○140 cm以上
車いす使用車が転回
(180°)できる寸法

○150 cm以上
人と車いす使用者がす
れ違える寸法
車いす使用車が回転
(360°)できる寸法

○180 cm以上
車いす使用車同士がす
れ違える寸法
車いす使用車と杖使用
者がすれ違える寸法

※回転と転回の違い

回転: 360° まわる。車いすの回転には直径 150cm 以上の円が内接するスペースが必要。

転回: 180° 方向転換。車いすの転回には 140cm 角以上のスペースが必要。

図 I.1.29 廊下等の有効幅

- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

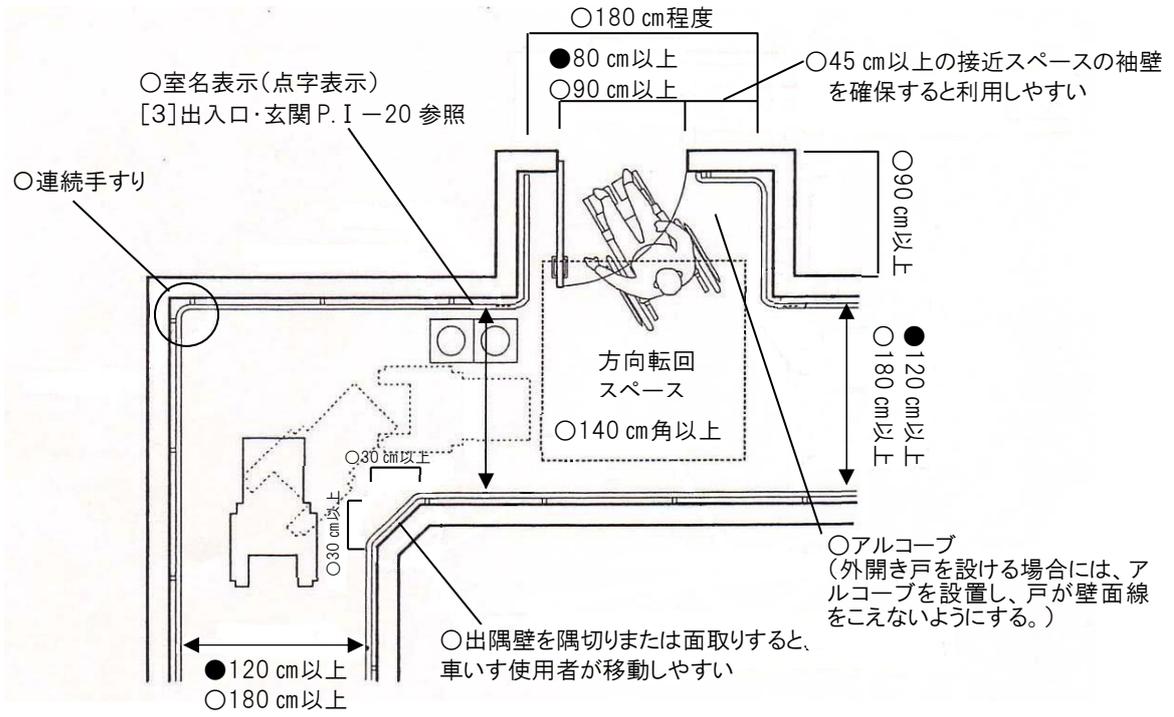


図 I.1.30 廊下等の設置例 (平面図) ①

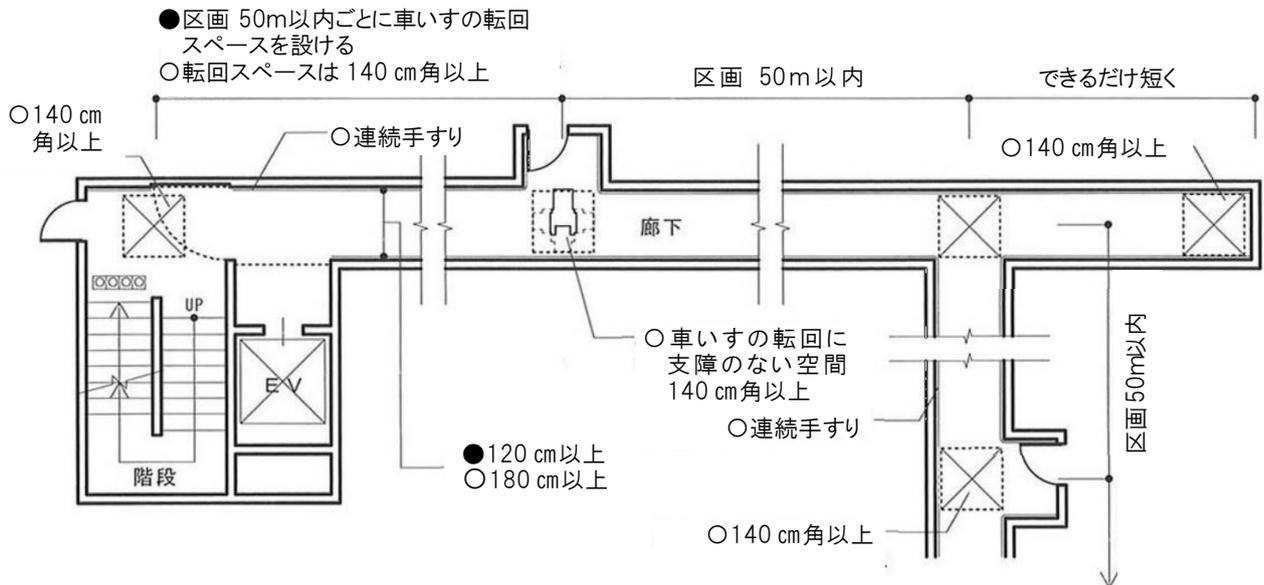


図 I.1.31 廊下等の設置例 (平面図) ②

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備

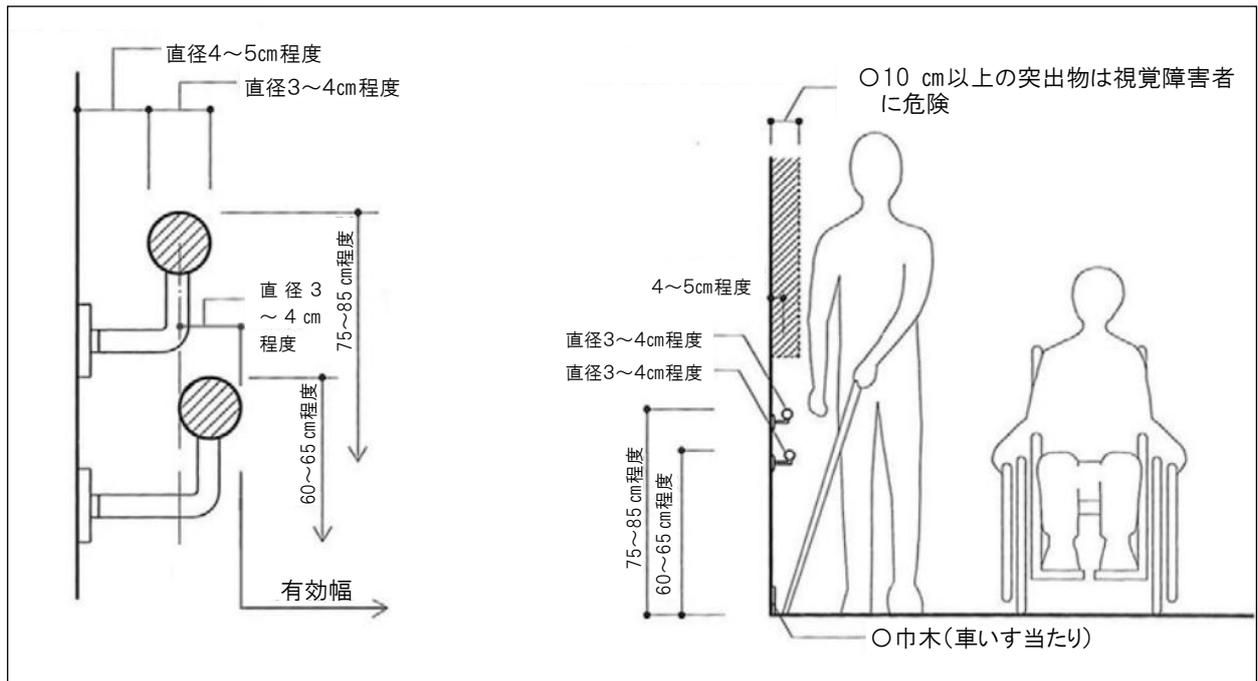


図 I.1.32 廊下等の手すりの設置例